

市民の意見

発行：市民の意見30の会・東京

NO.114
2009/6/1



発行者の住所：〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-29-12-305 TEL:03-3423-0185 FAX:03-3402-3218
郵便振替：00120-9-359506 eメール：iken30@mwb.biglobe.ne.jp ホームページ：http://www.1.jca.apc.org/iken30

*隔月刊/購読料・送料とも年2500円、一部400円、65歳以上および身障者の方は年2000円 グリーン会員の方は年1000円

終戦後、同じルソン島から帰ってきた兵隊の一人が、アゴス河のほとりて病気の身体をやすめている雅さんの姿を見た、と
いった。
栄養失調で、顔がむくみ身体じゆうが腫れていたけれど雅さんはたしかに生きていた。
妻と娘はその知らせを信じてどうか無事で、と手を合わせて戦後を生きる。でも、雅は帰ってこなかった……
妻と娘は今も
雅の戦死を信じていない。



川崎 雅「馬」 (無言館所蔵 作者の経歴は3ページ)

(窪島誠一郎『無言館を訪ねて 戦没画学生「祈りの絵」第Ⅱ集』講談社刊より)

市民の意見114号 目次

●特集1 国家はウソをつく

横浜事件 負の教訓を未来へ

横浜事件とは

マスコミの過剰報道について……

「沖縄密約情報公開事件」について

●運動の現場から

三里塚はいま

三里塚の戦いが問うもの

赤い風のむらより

イラク派兵を拒否したドイツ軍人の講演会から

4月の読者懇談会から

第8期5月3日意見広告掲載について

●特集2 新しい場をひらく

ビッグイシューをこ存じですか

憲法カフェ・みんなのひろば

ピースあいち・戦争を記憶するもの

東京大空襲の波紋

●文化

詩「千鳥ヶ淵戦没者墓苑 春」

表紙の絵の作者

「わかってもらおう」こと 連載エッセイ⑪

映画の紹介「花と兵隊」

本の紹介「エコとピースの交差点」

まんが「ふしぎのくにのありか」⑱

まつだたえこ

●その他

インフォメーション

事務局だより

読者のたより

MOX燃料、普通の原子炉へ

編集後記・会計報告

カット 吉岡セイ

◆題字 安西賢誠

木村まき

吉川勇一

飯田正剛

加瀬 勉

石井紀子

有馬保彦

葛西則義

佐野未来

若杉昌矢

齋藤 孝

山本唯人

木村まき

鈴木一誌

本野義雄

高橋武智

山口幸夫

吉川勇一

山口幸夫

36

35

33

32

31

31

30

29

28

3

2

22

20

18

16

26

25

14

13

12

10

7

24

4

☆6月の読者懇談会のご案内☆

・テーマ「国家はウソをつく」/お話し：木村まきさん(本号執筆者、P4参照)、飯田正剛さん(本号執筆者、P10参照)

日時：2009年6月25日(木)午後6時半 参加費500円/場所：たんぽぽ舎(JR水道橋駅5分 ダイナミックビル5F)

電話：03-3238-9035 地図ウェブ：http://tanpoposya.info/map.htm

千鳥ヶ淵戦没者墓苑 春

木村 まき

春

こんなにもさくら咲いて

ひとよ

いのちのひとよ

まつすぐに

さくら咲く

漆黒の刻に逢ひにこい

花の下の

咲きながら散る花の下の
がらんどうのさんざめき
花をみない人たちの群れ



画・吉岡セイ

人を殺したよ 殺してしまったよおれは
戻ることはできない

おまえに伝えたかった
そして、ここにいと

夢をみたよ 擦り切れるほど

夢のなかでおまえは鮮やかさを増し

おまえを探す眼は^{まなこ}ひび割れても

俺のちゆうしんは熱いままだ

千鳥ヶ淵

血で縁どられた一角の

閉じ込められた「御下賜」の壺から

星より遠い年月をささやく

まっすぐに

漆黒の刻に逢ひにこい

さくら咲く

シツコクノ トキニ アヒニ コイ

(『空にまんまるの月』所載)

▼ 詩の作者 ▲

木村まき (きむら・まき)

1949年、岩手県生まれ。1992年、横浜事件の元被告でジャーナリストの木村亨氏と結婚。亨氏の死後、横浜事件第3次再審請求人となる。2008年、西田書店より詩集『空にまんまるの月』刊行。

▼ 表紙絵の作者 ▲



川崎 雅

(かわさき・ただし)

1912(明治45)年1月28日、香川県高松市に生まれる。香川県立工芸学校卒業後、東京美術学校(現・東京芸術大学)日本画科入学。在学中に松岡映丘に師事。1935(昭和10)年3月、卒業。1934(昭和9)年、第15回帝展(現・日展)で「帰路」初入選。以後、6回入選。大東亜戦争美術展覧会に「先鋒」出品。1943(昭和18)年12月5日、結婚まもない妻と一人娘、老母を残して再応召。1945(昭和20)年6月15日、フィリピン・ルソン島東部アゴス河谷にて戦死。享年33歳。

拷問 人間の心と身体を殺すこと

―横浜事件・負の教訓を未来へ―

木村 まき

ある時気づいた。いわゆる運動をしている人の中に、私の詩「千鳥ヶ淵戦没者墓苑 春」が好きな人が多いことに。理由を尋ねたことはないが、戦争反対、天皇制批判に同感するからではなからうか。それは私の意図から外れてはいないし、それぞれの感じ方でよいのだけれど。

私が最も表現したかったことは、ある意味、戦争を象徴している桜の描写を背景に（夜には妖艶な姿を見せる）、くるおしいほど人を想う心である。どんなことがあるかと、歳月や生死を越えて、愛はあることを。

愛するとは、たやすいことではない。自分との格闘が必要なこともある。厳しくつらいこともある。だからこそ、愛は人を育てるもの、ゆたかにするもの。愛は、古今東西、語られ書かれてきた。死とともに永遠のテーマであろう。愛こそすべてのみなもと。

愛の対極にあるもの、それは拷問である。いわゆる横浜事件の被害者、元被告である木村亨の妻として、そう断言する。拷問を軸にして横浜事件におけるこの国の犯罪性を述べたい。

■犯罪事実がないので拷問で捏造する

拷問。いまのこの国で、横浜事件と全く同じ拷問は行なわれていないかもしれない。憲法第36条「拷問及び残虐刑の禁止」には、「公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる」とある。

しかし、この条文は、本当に確実に守られているだろうか。鹿児島県志布志町（当時）で選挙違反をしたとして、踏み絵をさせた事件など記憶に新しいし、枚挙にいとまがないではないか。

横浜事件は、60年以上前に起こった事件である。しかし、昔のカビのはえた事件ではない。この国の今、そして未来を考えるうえで重要な事件である。ぜひ知ってほしい。学び取ってほしい。

横浜事件といっても、横浜という町で、何か事件が起こったわけではない。事件、犯罪は、どここの場所においても何も起きていない。この国の侵略戦争に反対の気持ちを持っていた人達を一掃するために、戦争末期に治安維持法1条・10条違反容疑で逮捕、投獄をした事件である。神奈川県特高

（特別高等警察）が、被害者を横浜市内の各署の代用監獄に入れたことから、横浜事件と名づけられた。

特高は、卑劣極まりないことに、拷問により自白をさせ（虚偽の自白）、司法は有罪判決を言い渡した。被害者60数名のうち、浅石晴世、和田喜太郎、高橋善雄、田中政雄が獄死。さすがにこれ以上獄死者をだしてはマズイと、衰弱した西尾忠四郎をあわてて出獄させたが、まもなく死亡。つまり5人が殺された。死を免れた人達も深い傷を負った。

私は、横浜事件における全てのことに強く抗議し、無罪判決を要求するが、拷問さえなかったならば、獄死者は出ず、誰ひとりとして虚偽の自白はしなかったはずだ。何も事件はなかった、犯罪事実がなかったから、それを捏造するために拷問を行なう必要があった。拷問を行なったこと自体が、横浜事件は捏造されたものだという何よりの証拠。

意識を失わせ、朦朧とした中で「私は共產主義者であります」と、すでに書いてある紙に、強引に腕を掴んで拇印を押させる。これで一丁あがりという寸法。

拷問とは肉体を痛めつけるだけではない。その人の人としての誇り、尊厳を根こそぎ奪うことだ。

■川田定子さんへの拷問

川田定子さんは、夫の川田寿さんと共に、42年に検挙された。33歳だった。特高の拷問を特別公務員暴行・傷害事件として33名が笹下（ささげ）会を結成し、敗戦2年後に、横浜地裁に共同告発するため、口述書（手記）を作成した。定子さんの証言を紹介する。

「（略）三カ年の長期間を最も野蛮な警察と未決に封じ込めました。その間の彼らの拷問は言語に絶する暴力



1992年春 木村亨・まき夫妻（写真提供／筆者）

と、女性として堪え得られざる『はづかしめ』と拷問手段としました（略）竹のしない、しないの竹べら、コン棒（五尺位の長さ）、麻づな、コウモリ傘の先端、靴のかかと、火箸。検挙後二ヶ月間は係長松下警部が専任、私の取調べに当り、夜間、長時間に亘って腰部を裸にして床に座らせ、両手をツナで後手に縛り上げ、私の声が戸外にもれぬように、窓と入口を鍵をかけて閉め切って、口にサルグツワをはめた上で靴のかかとでモモとヒザ、頭を蹴り散らし、そのため内出血ひどく、むらさき色にはれ上り、ムチのミミズ腫れの跡は全身を傷つけました。そのあげく、火箸とコウモリ傘の先端でチクチクと突きさし、歩行できなくなる迄に残忍な拷問を繰り返しました。又、陰部を露出せしめ、コン棒で突くなどの凌辱の限りを尽しました。（略）二ヶ月後は衰弱甚だしく、取調べの続行をなし得ず、翌年一月より主任、柄沢警部補が取調べを専任し、あくどく同じような拷問を最後まで継続しました。

彼は女性一人の私に対し、十余人の頑丈な獣のような警官を一時に動員して私を取りまき、いつも殺してしまおうと脅迫しました。彼は残忍なつるしあげをして竹のシナイで全身を乱打し、二回に亘って私を気絶せしめました。

最初は十一月八日、私を吊し上げに依って気絶せしめ、取調官は狼狽して、医者一名、看護婦一名を呼び、カンフル注射をして漸く私を蘇生せしめました。私は衰弱の結果二階の調室へ昇降出来ないまでになり、彼等にかつがれて昇降しました。

警官は心配のあまり、警友病院の医者五、六名を留置所に呼び、私の健康が拷問に堪え得られざる死の一步手前であることよって漸く拷問を切りあげて、よい加減な千頁もある調書に作りあげて、検事局に送りました。（原文のまま）

定子さんは、寿さんの死去後、和歌山県白浜のホームに入居。私は、1992年に木村亨と結婚し、秋に二人でホームを訪ねた。定子さんはコングラッチレーションと、乾杯のしぐさを見せてくださった。のちに私ひとりで訪問したこともあったが、二度とも童女の笑顔で歓迎された。

定子さんと二人だけになった時、思いきって定子さんの受けた拷問について教えてくださいとお願いした。表情を硬くして黙りこんだ定子さんに、私は心の中でお詫びした。

セカンドレイプ。落合恵子さんが使い始めた言葉のようだが、性的被害を受けた女性には、泣き寝入りせず訴えようと行動を起

こした時、また凌辱される。もつと多勢から、何度でも。

定子さんは勇気を奮い起こして、手記を書いた。

■「もう生きては帰れない」と思った

次に、木村亨について。口述書などを詳述する紙幅はなく、一端を述べたい。

紀の国の五月なかばは
椎の木のみくらき下かけ
うす濁るながれのほとり
野うばらの花のひとむれ

人知れず白くさくさなり（以下略）

木村の郷里である新宮出身の佐藤春夫の「ためいき」の一節。恋人のためいきを聞くこころがする美しい5月。その26日早朝に、木村亨は検挙された。1943年、28歳の時のこと。その日から拷問。取調べとは拷問のこと。きさまらは殺してもかまわんのだ。この聖職下によくもやりやがったな！怒声と共に多勢で竹刀などで長時間にわたり滅多打ちし、気を失わせた。木村は、もう生きては帰れないと思ったという。木村亨は、1986年4月30日の日記に、拷問を受ける夢を見て、3時半に目が覚めた、と書いている。

木村は、1990年に入り友人と拷問等禁止条約の批准を求める会を設立。講演会やビデオ作成などの活動を行なった。日本政府は諸外国にはるか遅れてこの条約を批

准した。しかしほとんど報道もされず、具体的にどう効力を発揮しているのか不明である。

木村亨は60歳で喘息を発症。1998年に82歳で死去するまで入院を繰り返した。入院時にはいつものデスクダイアリーなどを持参。死去2カ月前の5月26日。木村は26の数字に赤いマジックで大きく三角印をつけ、「55年前 拷問 1943.5月」と書いた。

■再審開始するも、免訴判決

私は木村亨の死の直後、第三次再審請求人となった。裁判闘争の概略を駆け足で述べる。

被害者らは、1947年、特高の拷問を横浜地裁に提訴。1952年、最高裁は特高の3名にだけ実刑判決。確定。しかしサンフランシスコ講和条約の特赦で1日も下獄しなかったことが、ずいぶん時を経て判明。

被害者らはくやししい気持を抱きながらも、それぞれの生活を営んでいた。木村もそうであったが、どうしても決着をつけたいと、弁護士事務所と相談。しかし訴訟記録がないから再審請求はできないと。そんななか、森川金寿弁護士との出会い。判決文などの記録は国の側に保管義務があり、こちらの責任ではない、やりましょう、と力強い一言。1986年、横浜地裁へ第一次再審請求。

91年最高裁が棄却、次の再審への準備を進め、98年に第三次請求。2003年、横浜地裁がポツダム宣言により治安維持法は失効と認め、再審開始決定。2005年東京高裁は拷問による虚偽の自白を認め、再審開始を支持。同年10月と12月、地裁において再審公判。弁護人、元被告の遺族が弁論陳述などを行なった。2006年2月、免訴判決。治安維持法は1945年(昭和20年)10月15日に廃止され、被告人らは17日に大赦を受けたので、免訴の判決が言い渡されるべきである、と。すぐ控訴。2007年1月、東京高裁は上訴の利益なしとして棄却。同年9月、最高裁へ上告趣意書提出。2008年3月、最高裁免訴判決、そして確定。

横浜事件における国の犯罪性は書ききれない。謝罪せず逃げ続ける卑劣さ。裁判で争う道は閉ざされたが、横浜事件は終わらない。

敗戦翌年の昭和天皇の「人間宣言」に対抗して、「人権宣言」を勝ち取るのが、木村亨の悲願。ひとりひとりが国の民ではなく主権者であり、「地球のてっぺん」に立っている社会の実現。今からでも遅くはない。声をあげていこう。そう、未来へ向かって。

(きむら・まき、横浜事件第三次再審請求人)

『老後も進化する脳』と『関東防空大演習を嗚ぶ』と……

—マスコミの過剰報道などについて—

吉川 勇一

最近読んだ本の話から始めます。ノーベル生理学・医学賞を受賞したリータ・レーヴィ・モンタルチーニというイタリア人の女性脳科学者の『老後も進化する脳』（朝日新聞出版 09年03月刊）という本です。訳者の斎藤ゆかりさんは小田実さんを通じて知り合った方で、イタリアのピッツァに住み、時々日本にも来られます。小田さんの小説や論文をずいぶんイタリア語に訳して紹介もされています。

…▽衰えぬ老後の脳細胞△…

脳科学発達の経緯など、いささか難しい部分もあったのですが、老齢の人間にとつては、力づけられる主張が各所に溢れていました。たとえば、

……人は六、七十歳を超すと、毎日十萬単位で脳細胞を失っていると考えられる。この莫大な損失は、老年期の創造的活動などとうてい不可能と考えたくなるほど、ドラムティックに感じられるかもしれない。しかし脳を構成する神経細胞数がどれほど天文学的数字であるかを思えば、大した数

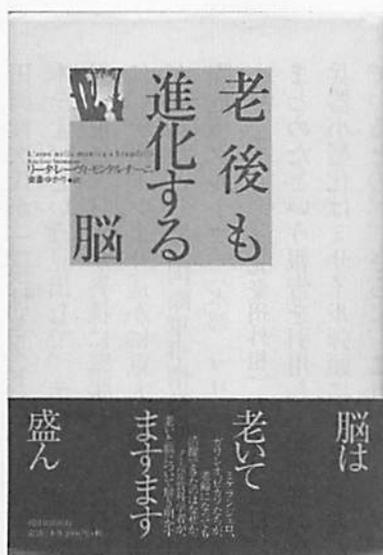
ではないのだ。（別の部分に、ヒトの神経細胞は千億の単位から成り立っているという記述もあります。）……生き残った細胞は樹状突起を増加させ、シナプス・レヴェルで脳神経を増強させることができる。ホモサピエンスの脳では、この働きが老齢期においても衰えを見せず、質的にも同じように維持されるのだ。……（151～152ページ）といった記述です。

ただし、それは自動的に保証されるものではなく、「自らの知的、心理的活動を巧みに運用する能力」が必要で、それを活用できる条件に恵まれているのは、かつてはほんのわずかな特権階層に限られていたが、今日、その「特権」は、「民主主義国家の市民にとっては手の届くものになった」ともありません。多くの人が指摘していることですが、精神の若さを保つ上で重要なのは、社会的な関心を持ち、それに自分なりの力で関わることのようにです。さしあたり「市民の意見30の会」の活動に参加することなども、その条件の一つと言えるのでしよう。

…▽危険な情報の流れの管理△…

この本の中に、重要な警告もありました。少し長くなりますが、引用します。

……理性的行動と感情的衝動の関係のむずかしさを物語るもう一つの側面は、今日、情報の流れが管理されている方法に見られる。知識をめぐる情報が量的に大きな力をもつようになって、不正確な情報が流出する一方、知らせるべき情報の遮断というケースが増え続け、人々に衝動的な感情や不条理な反応を引き起こす傾向が広がっている。……（中略）……人間の脳には外界との接触の媒体をなす極めて巧妙に組み立てられた二つのシステム、すなわち視覚系と聴覚系が存在するが、外からの刺激を受けやすく、繰り返し同じメッセージを流されると暗示にかかりやすいという傾向は、古来、個々の人間の衝動的本能を最大限活用する独裁者が巧みに悪用してきたメカニズムだ。



独裁者を称える群集の叫びは、大衆暗示の最たる例である。

文化的により進んだ社会では、集団ヒステリーに巻き込まれる危険から身を守るため、個人が批判的能力を発揮するようにと促されている。イスラエルの政治家アバ・エバンのいうように、「人間は最後のよりどころとして理性を働かせる」存在だが、理性を働かせるのが大切なのは、人類およびその他の生物を絶滅させないための最後の望みがそこに託されているからである。理性を使うことの根本的な大事さこそは次の世代に伝えるべきものである。(本書34〜35ページ)

▽北朝鮮のロケット発射報道△…

これを読んで、私はすぐに最近の北朝鮮のロケット発射をめぐる政府・自衛隊の対応と、それを報ずるマスコミの大騒ぎを思い起こしました。それこそ、まさに人間の自己保存の衝動的本能を最高度に掻き立てようとするものだったからです。

政府は海上自衛隊のイージス艦3隻(うちSM3搭載2隻)と、首都圏と浜松の航空自衛隊PAC3部隊を、市ヶ谷の防衛省内や秋田県などに移動・展開させました。その展開の情景をTV各社は一斉に生中継しましたが、都心の大通りを進む迎撃用パトリオット・ミサイル部隊の中継画面は、もしそれにおどろおどろしいバックミュー

ジックでもつけたら、まさにゴジラを迎撃に行く自衛隊出動の映画場面そのものといった様子でした。

二度にわたる誤認騒ぎの後、4月5日の正午少し前、「ミサイル発射」のテロップが流されると、その直後から、TV各社は一斉にそれまでの番組を中断して速報を流し続けました。

4月3〜5日に行なわれたTBS系のJNN世論調査で、北朝鮮のミサイル発射についての政府の迎撃措置は妥当とする意見が84%にまで達したのも、まさに「不正確な情報が流出する一方、知らせるべき情報の遮断」によってヒトの「衝動的本能が大限に活用」された結果でしょう。

TVだけでなく、連日の新聞報道も大見出しで危機感をあおるような記事をトップに掲げ続けました。そうさせたのは、政府とそれにおおられた自治体です。極端な例としては、2月28日付「東京新聞」が伝えた内容で、それによれば、ロケットの軌道と全く関係のない神奈川県や一部の自治体が、各級学校に「北朝鮮ミサイルの着弾時に備えた緊急公文」なるものを発送し、危機管理体制の確認を指示したとの報道です。次には「空襲警報」でも出てきそうな雰囲気ではありませんか。

▽危機感を煽るマスコミ△…

週刊誌「AERA」の4月20日号では、

田岡俊次氏が「核付きノドン」射程は日本全土」という見出しで、テポドン2の発射を前に、日本が異様に緊張していた最中に、テポドンより遙かに重大で深刻な情報が流れたとして、国際軍事情勢研究機関「国際危機グループ」(本部 フリュエッセル、所長 G・エヴァンス元豪州外相)が3月31日にまとめたという報告を引用し、北朝鮮の核兵器小型化はミサイル弾頭になるほど進んでいるとのべ、さらに、これがウィークデイの昼間に都心で爆発すれば100万人程度が犠牲になるとも書いているのです。

田岡氏は「こと北朝鮮となると、日本人の多くは冷静さを失うようだ」とも言っているのですが、しかしこの週刊誌の目次には、田岡氏の文に「次は『核付きノドン』が来る 『死者100万人』核弾頭完成ペンタゴンも確認」という見出しが付けられて載っています。これでは読者が「冷静さを失う」のも当然ではないでしょうか。同誌編集部は、見出しで危機感を煽りに煽っているのです。

発射騒ぎが一通り過ぎると、新聞の上には、海外のマスコミの論調も紹介され始めました。そのほとんどは、核武装論まで飛び出す日本での異常な反応ぶりに驚き、その影響が事態をますます悪化させることになるうとの憂慮を伝えていきます。しかし、こうした海外論調を載せたからといって、紙面のバランスがとれるものではありません。

△▽「防空大演習を嗤ふ」を想起△△：

マスコミのこの報道ぶりを見て、私の頭に浮かんだのは、かつて桐生悠々（左の写真）が『信濃毎日新聞』に載せたコラム「関東防空大演習を嗤ふ」の話でした（1933年8月11日号、左の写真はその日の紙面）。

その文章自体は、軍部が行なった関東防空大演習を冷静に分析し批判したもので、とりわけ反軍的なものとは言えないものでしたが、あえて「嗤ふ」という嘲笑的表現を使っており、翌34年に同紙主筆の座を追われてしまいます。その後は自費出版の『他山の石』などで一貫して反戦の論陣を張り続けました。（桐生悠々については、井出孫六）



▲信濃毎日新聞 1933年8月11日号
◀桐生悠々



抗の新聞人 桐生悠々」1980年、鎌田慧『反骨のジャーナリスト』2002年、どちらも岩波

新書、をご覧ください。北朝鮮のミサイル報道で、桐生悠々を想起した人はかなりおられたようで、水島朝穂さんをはじめ、多くの人が、インターネット上のサイトやブログで、それに触れた論を載せています。鎌田慧さんは、桐生悠々の名こそ出していないが、『東京新聞』3月31日号に載せた短文「ミサイル防衛を嗤う」は、そのタイトルからしても、明らかにそれと関連付けたものでした。鎌田さんは、「もしも相手のミサイルに当たらなくても、MD政策には傷がつかない。当たらなかつたのは、防衛網がまだ弱かつたからだ、という言い訳ができる。いま一兆円といわれている予算を、この大騒ぎが増額させるかもしれない。…防衛は矛盾である。歯止めをかけなければとどまることはない。北朝鮮と話し合い、経済協力によって、軍事強化から平和強化の関係に転換したほうが、二十一世紀的だ」と書かれています。同感です。

△▽注目のNHKのBS放送△△：

女性国際戦犯法廷の削除問題などで評判の良くないNHKですが、しかし、そのBS放送や教育テレビでは、注目すべき番組がかなり放映されています。

最近で言えば、ETV特集の『鶴見俊輔 戦後日本 人民の記憶』（これも本委員会、

坂元良江さんの作品でした、また、少し前ですが、ETV特集の『加藤周一1968年を語る』「言葉と戦車」ふたたび」などです。BS放送では、3月から4月にかけて夜10時に連続放送されたイラク戦争関連の多くのドキュメンタリー（ここ数年にすでに放映されたものをまとめて再放送）などです。4カ国共同制作の『闇へ』は、映画『沈黙を破る』や『タクシールウ・ザ・ダークサイド』に劣らぬ衝撃的な内容でしたし、米WGBH制作の『なぜ市民を巻き添えにしたのか—ハディーサの戦い』や、『出兵を拒否した者たち—アメリカ軍兵士3人のケース』などもすぐれた内容でした。

なお、毎月第2土曜日の夜、BS2で放映される『日めぐりタイムトラベル』は、4月11日に1965年をとりあげ、三時間の番組中三度、計1時間も、かつての反戦市民運動「ベ平連」を詳しく適切に紹介しており、驚きました。会員の椎野和枝さんも登場します。新聞の番組表では、簡単に過ぎて見逃しがちなのですが、ぜひ注意して優れた番組を探し出してみてください。

これからも、政府や自衛隊の意図的な発表や、マスコミに踊るセンセーショナルな見出しや映像は続くでしょうが、それに迷わされることなく、視覚と聴覚を「最後のよりどころ」たる理性によって働かせるように努めようと思っています。

(2009/04/27記)

(よしかわ・ゆういち、本誌編集委員)

いわゆる「沖縄密約情報公開事件」について

飯田 正剛

はじめに

いわゆる「沖縄密約情報公開事件」とは、沖縄返還に伴う密約に関して、アメリカ合衆国と日本国との間に交わされた合意でありながら、日本国市民に対して、公式には認められていない様々な合意文書の情報公開を求める事件のことを言います。「密約」とは、ひそかに契約などの合意を結ぶことを言いますが、本件では、実質的には、アメリカ合衆国ではなく日本国が沖縄返還に伴う諸費用を支払うにもかかわらず、表面的には、アメリカ合衆国が支払ったことにすると日本国とアメリカ合衆国との財政負担に関する秘密の合意のことを言います。

このような合意や合意文書の存在については、沖縄返還当時から、問題にされていましたが、日本国政府は、一貫して、これを否定しています。

しかし、日本の研究者（我部政明琉球大学教授）が、アメリカにおいて、いわゆる情報公開法を使ってこのような合意文書の情

報公開を請求して、その公開を受けたり、当時の日本国外務省アメリカ局長が、琉球朝日放送、北海道新聞、朝日新聞などの取材で、このような合意文書の存在を認める発言をしたことにより、日本国においても、このような合意文書の存在が自明とも言うべき事態になりました。

外務省も財務省も「不開示」

そこで、まず、2008年9月2日、原寿雄氏、筑紫哲也氏、奥平康弘氏の3名を「共同代表」として総勢62名の請求人が、外務省と財務省に対して、いわゆる「密約文書」の情報公開を請求しました。

ところが、外務省も財務省も、同年10月2日、「不開示」という回答をしました。外務省は、「当省は該当する文書を保有していないため、不開示としました。」とし、財務省は、「本件対象文書を保有していないため、対象文書の不存在による不開示としました。」としています。

- しかし、前述したように、
- ① 日本の研究者（我部政明琉球大学教授）

が、アメリカにおいて、いわゆる情報公開法を使ってこのような合意文書の情報公開を請求して、その公開を受けています。私も、実際に、沖縄にある「公文書館」において、その公開を受けた合意文書（写し）を現認しました。

② また、当時の日本国外務省アメリカ局長がこのような合意文書の存在を認める発言をしました。私も、実際に、当時のアメリカ局長にお会いして、このような合意文書の存在を認める発言をお聞きしました。このようなことを併せて考えるならば、日本国においても、このような合意文書の存在は、もはや自明とも言うべき事態です。このような事態においても、密約や密約文書を認めようとしない日本国政府とは、一体、何でしょうか。私が思うに、沖縄返還に伴う巨額な財政負担に関する秘密の合意という本件事件の本質について、日本国政府は、市民に対して、いまだ、事実上反することを言い続けているのです。

これは、「権力犯罪」そのものです。

権力犯罪を問う訴訟の提起

そこで、2009年3月16日、桂敬一氏、柴田鐵治氏、新崎盛暉氏の3名を「共同代表原告」として総勢25名が、原告となって前記処分取消などを求める訴訟を提起しました（前述したように、情報公開の請求にお

いては、ジャーナリストを含めた62名の方々
「請求人」となりましたが、訴訟においては、中
立的な報道を実践する観点から、ジャーナリスト
は「原告」からはずれました。「原告」の中には、
前述した我部政明教授、奥平康弘氏、澤地
久枝氏、西山太吉氏などがいます。

また、本件訴訟は、前記「不開示」の処
分を取り消して、開示の決定を請求する
ということだけではなく、前述したよう
に、沖繩返還に伴う巨額な財政負担に関す
る秘密の合意という本件事件の本質につい
て、日本国政府が、市民に対して、いまだ、
事実を反することを言い続けていることに
対して、違法行為として、国家賠償の対象
となるものとして、損害賠償を請求してい
ます。本件訴訟は、情報公開を請求するだ
けでなく、「権力犯罪」そのものを問う訴
訟でもあるのです（弁護団長は清水英夫弁護
士、弁護団長代行は小町谷育子弁護士です。弁護
団は総勢30名です。事務局次長（連絡先）・東京
共同法律事務所・日隈一雄弁護士）。

法廷から溢れる市民の傍聴を

この訴訟の第1回口頭弁論期日は、
2009年6月16日（火曜日）午後4時、
東京地方裁判所7階705号法廷です。通
常の手続のほかに、原告らの「意見陳述」
などを予定しています。

被告である国は、前述した情報公開請求

のときと同様に、「不存在」を理由として、
「不開示」の対応を取ることが予想されま
すが、前述した「アメリカにおける公文書
の存在」「密約を認めるアメリカ局長の発
言」など、密約や密約文書の存在を裏付け
る強力な間接証拠の存在を前にして、裁判
所の審理がどのように進むのか、全く予断
を許さない状況です。

私は、本件事件のもつ本質や、「権力犯罪」
を許さないという市民の強い意思を示す必
要などから、「大法廷」によって、本件訴
訟の審理を願うものですが、そのためには、
「法廷」からあふれるような市民の傍聴を
ぜひともお願いしたいと思います。また、
同日夜、原告らを中心とした「集会」も計
画しています。

「機密漏洩」は本質ではない

私は、この事件について、「沖繩密約情
報公開事件」と命名して、語ってきました。
「沖繩密約」と言えば、沖繩返還に伴う密
約に関して、当時の毎日新聞記者であった
西山太吉氏と外務省職員女性の二人が、「国
家公務員法違反」によって、逮捕・勾留・
起訴された事件、つまり、「外務省機密漏
洩事件」が想起されます。

しかし、原寿雄氏が見事に喝破したよう
に、この事件を、「密約」という観点や「事
件名」からではなく、「機密漏洩」という

観点や「事件名」から理解することは、大
きな誤りです。端的に言えば、この事件を
「外務省機密漏洩事件」として命名するこ
とは、権力の観点から理解することであり、
事件の本質を見失うものです。つまり、こ
の事件は、前述したような沖繩返還に伴う
巨額な財政負担に関する秘密の合意にその
本質があるのであり、日本国政府が、市民
に対して、事実を反することを言い続けて
いるという「権力犯罪」そのものなのです。

なお、本件については、古典的名著とし
て、澤地久枝「密約」（岩波現代文庫）があり、
また、前述した最初の「発見者」である我
部政明琉球大学教授の「沖繩返還とは何
だったのか」（NHKブックス）があり、また、
最近の著作として、西山太吉「沖繩密約」（岩
波新書）などがあります。フィクションと
して、山崎豊子「運命の人」（文藝春秋）の
刊行も始まりました。

市民の皆様が持続した熱い関心を期待す
るものです。

（いいた・まさよし、弁護士「沖繩密約情報公開
事件」弁護団事務局長）





運動の現場から

三里塚はいま

写真中央の窪地が横堀共有地（写真提供／繁山達郎）

三里塚の闘いが我々に 問いかけているもの

加瀬勉

三里塚の農民の自由を圧殺せんとするのは、直接的には国家権力であり、空港株式会社であり、自治体の行政権力である。いま、三里塚は田植えをはじめ春作物、夏作物の植え付けの最中である。国家権力と資本の支配にたいして戦い抵抗をすることなしには三里塚においては大根一本、葱一本育てることはできない。この過酷な日常性は40年余続いている。とりわけ三里塚東峰地区の農民が騒音直下、騒音地獄の極限的状况の中で生活をつづける日々は、自己の運命は自分が決するという根源的な人間の自由希求にはかならない。この根源的な自由を獲得するには必然的に国家と対立し抵抗を必要とする。「自由は抵抗によって初めて獲得される」それは言うは易く行うは至難の業であるがこの困難に三里塚の農民は立ち向っているのである。我々が築かんとする思想と行動は時の権力に最も憎まれる思想と行動の自由である。人間の最も大切な信条や思想が守られない社会は悲劇の社会だが、自分の良心を「売る」ことでなければ生きられない、そんな人生と社会を断固として私は拒否する。

三里塚の空港建設に反対する我々の戦いは40余年の歳月を経ている。その闘争の激しさ、苦難の歴史は日本人民の戦いの歴史である。生死をかけた戦いの歴史の栄光は誇りあるものである。しかし過去に栄光の闘いがあつたとしても現在の三里塚の状況に主体的に関わることができないで黙しているとするならば、それは傍観者に加害者に転落したことであり、国家権力に手をかしていることである。長い闘争の歴史と局面では高揚期もあれば沈黙期もある。その高低に一気一憂して闘争の原則を堅持する意思の稀薄になることを我々はともに恐れなければならない。

政府はアジアゲートウェイの航空政策に転換して、国際線を成田、羽田、中部、関西の分担とする、国際線成田のみの方針を転換した。そして成田空港は2004年、これまでの公団方式から政府全額保有の株式会社運営方式が転換した。現在その株式を上場して民間会社とする方向をとっている。空港株式会社は平行滑走路2500m北側延伸完成によって発着回数は22万回に増加する。2008年3月には環境、施設、運用面の制約を解消して最大30万回まで能力は可能であるとの方針を明らかにした。慢性的な財政赤字に苦しむ空港に隣接する市町村の首長と各自自治体の空港問題対策協議会は交付金の増額による住民対策の要望を提出、20万回発着了解の態度を示し

ている。シンポジウム、円卓会議で政府と住民の空港建設問題の深刻な対立は解消することができた。円卓会議の合意である「空港と地域との共栄共存」の基本路線に沿って空港と空港都市建設のために努力してゆく。共生政策については政府、空港株式会社と地域住民との協議という成田方式という新しい制度を運用して空港を完全なものにしてゆく。地域住民とは自治体の首長、議員であり、政府、空港株式会社自らが組織した官製の各市町村対策協議会である。

三里塚とその周辺地域にさらに深刻な騒音被害が発生する。滑走路の北側延伸によって、一度立ち退いたが再度立ち退きを強制される住民。これまで81億の交付金を投下した住民対策とは箱物行政の促進であり、騒音対策、成田水土地改良、それに家庭雑排水処理の集落排水対策だが、騒音対策の防音工事には補助金のほかに住民は戸当り100万の自己資金を出している。二所帯住宅の息子夫婦の住宅は、補助金の対象にはならない。集落排水の幹線パイプラインは補助金で作ったが家庭内工事、浄化槽、マンホールに接続する配管工事は自己負担で50万から70万の自己負担を住民はしている。50パーセントの住民が加入していない。成田用水の工事費、管理費の負担も深刻である。3000ヘクタール、2800人の組合員がいるが60パーセント

の農民が経営を委託して離農し賦課金を農外収入、老齢年金まで投入して支払っている。空港は地域住民に深刻な経済負担をかけている。これらの問題を解決するには新たな立法措置が必要であり現行制度では解決できない。官製の各市町村対策協議会にはそれを解決する能力はない。空港と関連企業における労働市場は4万人である。地域住民が空港経済に依存度を深めていつているので騒音被害の問題や空港建設に伴う住民負担の問題もなかなか表面に現れにくいのが現実である。各分野の問題点を明らかにして取り組んでゆかなければならない。我々に対する直接的な攻撃は一坪共有所有者1100人に対する土地明け渡し買取工作であった。初めて土地価格を提示してきた。我々は土地買取を断固拒否し即座に反撃を開始した。私は一坪共有地の土地提供者であるが、木の根の土地は闘魂必成

赤い風の村より

石井 紀子

私の住む東峰の地は、フェンスに囲まれ飛行機の轟音の響く村です。もとは60軒くらいあったそうですが、30数年前、私が見た頃にはすでに十数軒になっており、現在では5軒と漬物工場があるのみとなりました。

正剣破邪木根居士の院号を生前つくり闘争に生涯を賭けた小川明治副委員長、フランス、ラルザックの軍事基地反対の交流から帰国し、「木の根の小川源について」と叫びつつ空港闘争に生涯を賭けた小川源副委員長の遺産の土地である。我々は一坪共有地を死守してその意志を引き継いでゆく崇高な義務がある。木の根、横堀の土地は横風用滑走路の建設を阻止し、平行滑走路2500mの南側延長を東峰の人達と断固阻止している。貨物航空機の激突、続いて豚インフルの世界的発生と水際の成田空港の緊迫、世界的な金融恐慌と日航の赤字経営への転落、減便、一県一地方空港政策の破綻等々、我々も失業による生活破綻等々の新しい社会情勢の中で戦いの主体をどう構築してゆくのかその真価がいま問われている。

(かせ・つとむ、三里塚一坪共有地提供者)

た。

「峰」という字のとおり、ここは分水嶺に当たるほど標高が高いのです。そのせいか、ここの特徴はとにかく風が強いこと。特に春先の強い南風は土埃が塊となって、水平に飛んでくるのです。車で走っていると、畑の土を巻き上げて迫ってくるこの風に巻き込まれると、砂嵐に閉じ込められたようで、前が見えずとても恐いです。それはもう「風」という概念を超えた猛々し



石井紀子さん
(写真提供/繁山達郎)

さで、やせっぽちの私など立っているのも難しいほどの迫力です。

この春の南風もつらいのですが、冬の北風は骨まで凍るような冷たさで

絶え間なく吹き、体の芯まで冷えてしまいます。芝山の水田地帯へ行くとこんなには吹かないので、いいなあと思うこともあります。でもここが私の村。ここに住んで34年になります。

来たばかりの頃は星のきれいなところでした。都会で育った私は街灯のない夜の道の暗さに驚き、畑を覆う闇がさまざまな命を抱いて濃く深く息づいていることを初めて知りました。春は砂嵐に襲われながらも風に負けずに新緑が芽吹き、夏はシャワーのように降り注ぐセミの声にぎやかで、それが虫の声にバトンタッチする頃にはサツマイモの葉っぱが紫に変わっていきます。そして、朝雪が降ったように畑が霜で覆われるようになると長い冬が始まり、夕方のじいちゃんの薪を割る音がなつかしく響くのです。北風にさらされる身には薪を割ってお湯を沸かす五右衛門風呂がなにより有難いものでした。

飛行機が飛ぶまでは、このように星を眺め闇に親しみ、セミや鳥の声に慰めら

れて暮らす普通の農村でした。けれど今は、轟音に覆われて鳥の声もあまり聞こえず、星も半分以上見えず、あの静かな濃い闇はなくなっていました。そして今、2500メートル滑走路の完成が早まったので、供用開始を来年の3月から今年の10月へと早めたいと空港会社が言ってきました。

2250メートルの暫定滑走路であっても、中型機が飛ぶとガラスが震えたり電話が聞こえなかったりするの、延長工事によってジャンボ機が飛べるようになれば、その被害は現在の比ではないでしょう。まさに、私の村は破壊されようとしています。それでもここには畑があり、ニワトリが

いて豚もいて、犬や猫もたくさん住んでいます。あの強風に叩かれながらも春には新緑が芽吹き、育っていくように、つぶそうとしてもつぶしきれない命がここにはまだいくつもあるのです。ここでとれる有機野

菜は、逆境を跳ね返す生命力にあふれてみずみずしく、とてもおいしいです。「三里塚」も「空港問題」も深く農業に関わる問題なのだということを、何よりもこの野菜を通じて知ってもらえたら、と思っていました。

そんな思いをこめて「東峰くらぶ」という、「東峰出荷場でお弁当を食べる会」を立ち上げました。「東峰出荷場」についてはまた機会があれば書かせていただこうと思います。この会は東峰に集い、畑仕事をしたり、野菜を食べたりする会です。毎月第一土曜・日曜に開催します。畑を見たい、土いじりや野菜の収穫もしてみたいというかたは、どうぞご参加ください。

noryko@ezweb.ne.jp

090-9209-8433 石井紀子まで

(いしい・のりこ、三里塚ワンパック野菜)

運動の現場から

講演会「軍人の抗命権・抗命義務」
—イラク戦争への加担を拒否した
ドイツ連邦軍少佐に聞く—を聴いて

有馬 保彦

4月18日、法学館憲法研究所主催の、イラク攻撃を拒否したドイツ連邦軍少佐の講演会に参加した。

これから9条と自衛隊の問題を考える上で、ぜひここにその概略をご紹介したいと思う。

軍人の名は、フロリーアン・パフ。76年に徴兵され、後に職業軍人になる。03年3月国際法違反のウソによる戦争に参加できないと命令を拒否。連邦軍中央病院の精神科で調査・診察の後、抗命罪で部隊服務裁判所で大尉に降格、昇給禁止処分を受ける。

彼はドイツ連邦軍は存続すべきだ、なぜなら議会の統制を受けているからだ、と主張する。パフ氏はいわゆる「左翼的」な考えの持ち主ではない。ではなぜ彼はドイツ連邦軍の命令を拒否するという行動をとったのだろうか。

パフ氏の講演に先立ち、水島朝穂氏からドイツ連邦軍についての概略の話があった。第二次大戦後、1956年の憲法改正の際、旧西ドイツは軍隊の暴走を防ぐために軍人を「制服を着た市民」と位置付け、「軍人は他の国民と同様の権利を有する」（軍人法6条）とした。軍人の基本権を認め、市民としての権利と義務を求め批判的思考をする軍人を理想とし、そのための教育（「内面指導」）を行う。だから軍人は、「人間の尊厳に従う権利」（ドイツ基本法11条）を持つから、違法な命令に抗する義務と権利を持つことになる。また、軍人の人権などの軍隊内の問題を調査し議会に報告する防衛監査員（防衛オンブズマン）による議会が、軍を統制する制度も創った。連邦軍内に、上意下達の盲目的服従でなく内部からも統制

する制度の一例として、組合的性格を持つ「ドイツ軍人協会」がある。そこでは市民として軍人は上官・部下の関係はなく対等だ。パフ氏は「批判的軍人の会」のメンバーでもある。軍隊を監視するには軍隊内部からの告発が必要とされるのだ。

ウソから始まる戦争・抗するのは

「自分」

「アウシュビッツを繰り返すな」のスローガンのもとパフ氏はユーゴ爆撃に参戦したが、このときも実は多数のドイツ軍パイロットが攻撃を拒否した。

03年、連邦軍は「パフ氏が良心を主張し続ける限り、連邦軍の任務は遂行出来ず、命令を下せる存在ではない」「良心を持つばかりか、他に広めているから人格が良くない」と主張してパフ氏を処分した。しかしその後、彼は連邦行政裁判所で降格と昇給禁止の行政処分の取り消しを勝ち取る。その根拠となったのは軍人であっても「思想・良心の自由、自分の世界観に従う権利」（ドイツ基本法4条）により「私の良心」が命令に優先される事。そして全ての命令を、上官・部下を問わず一人一人の軍人が判断する義務があり、それはニールンベルグ裁判以降、兵士の義務でもあるということであった。ドイツでは侵略戦争に加担した軍人は刑法により上官・部下を問わず罰せられるのだ。

自衛隊廃止のために自衛官と手を結ぼう

日本にも「何より大切なのは良心なのである」「なによりも重要なのは「自分は個人はどうするのか」ということなのである」（ピラ「アンチ安保」）と、航空自衛隊佐渡駐屯地でピラを撤き、自衛官に語りかけ、治安出動訓練を拒否した自衛官がいた。40年前の秋のことだった。小西誠三等空曹だ。彼は起訴されたが証拠不十分で無罪になった。

パフ氏同様、小西氏の行動は「個人の良心」に基づいたものだった。それは、兵士一人一人の意思と判断に市民としての尊厳が置かれていることだ。

講演の最後に水島朝穂氏は、自身は憲法9条を実現する立場から自衛隊を廃止すべきだと思う。それがすぐにはできないとしても、現に存在する軍隊としての自衛隊の行動に対して市民の監視とチェックする機関が必要で、自衛隊を廃止するには自衛官を敵に回すのではなく、市民が自衛官と手を結ぶ事が重要だと強調された。

小西反軍裁判の後、私たちは地元で「自衛官と連帯し習志野基地を解体する会」を作った。75年の結成に参加して以来、34年がたった。

（ありま・やすひこ、本誌編集委員）

『ビッグイシュー』を

ご存じですか

佐野 未来



2008年8月の100号
記念号 特集がビッグイシューらしい

ホームレスの自立応援事業として18年前にロンドンで創刊された雑誌、『ビッグイシュー』。世界36カ国にネットワークが広がる中、日本でも今年創刊6周年を迎えると聞いて、活動の様子取材に伺いました。答えてくださったのは、『ビッグイシュー-日本』東京事務所のマネージャー、佐野未来さんです。

(聞き手・編集部 有馬保彦、佐橋弥生)

す。売り上げを計算し、仕入れ数も自分で決める。宿泊費や食事代も考えなければなりません。ひとりひとりが、いわば小売店の社長さん、金銭管理をする個人商店の経営者です。売り方もひとりひとりにまかされています。売る時はいつでも移動できるようにして、通行の邪魔にならないように配慮しています。

■支えは市民の応援

街中に立って売ること、商店会や警察や管理組合から苦情がくることもありますか。

嫌がらせや苦情はないとはいえませんが、個々の販売者さんに対するクレームはあまりありません。もしあった場合は、丁寧に話し合うようにしています。行政に対しては、警察に対しても、力になってくれるのは、やはり市民の応援ですね。声をかけてくだ

『ビッグイシュー』は今どのように売られているのですか。

全国で販売者さんは1500人くらいいます。関東が一番多くて60人ほど、以前は大阪が多かったのですが、ホームレスの数は2007年の厚労省の調査では全国で18,564人、大阪が4,911人、東京が4,690人です。大阪は市民の関心も高いのですが、東京の方が売れる場が沢山あります。野宿生活をしていて、『ビッグ

イシュー』の決まり(行動規範)を守る約束が出来る人なら誰でも販売者さんになれます。

事務所に仕入れに来てもらう際は、販売者登録をして最初の10冊は、無料で差し上げます。販売者さんになることを決意して来社される時は、皆ほとんどお金を持っていませんから……。その10冊を売った3千円を元手に、次からは1冊140円で仕入れていただきます。つまり300円のうち160円が販売者さんの収入になるわけで



JR 渋谷駅南口バスロータリー中央付近で販売中
(写真提供 / ㈱ビッグイシュー-日本)

さったり、自立を目指してがんばっていることを理解して応援してくださる方々の存在は、販売者さんにとっては何より支えになります。

自立とは、たとえばアパートを借りて野宿生活をゆげだすということでしょうか。

販売という仕事を通して自分で稼ぐこと、単にお金をもらうのではなく自分も人に何かを与えられる、売り手と買い手という対等な立場になることで、人としての尊厳、誇りをとりもどすということがあります。仕事を失い、社会から排除されるうち



市民サポーターも販売に協力 新宿駅西口にて (写真提供 / 大木晴子)

に、人との絆も自分自身への信頼もなくなってしまう人たちが沢山いるわけですから。

■人とのつながりを作りなおす

アパートを借りることは定住所を得て次の仕事を探す上で非常に重要なステップです。そして大切なのは、その状態を維持すること。その後何かで心が折れそうになった時に、家族や友人など人との絆や周りのサポートがない状態で、一人で仕事を続けていくのはとても大変です。一度ホームレス状態を経験することで断ち切られてしまった友達や家族との関係に代わる、仕事以外の人とのつながりを再び

作ること。人を支える場作りということが、仕事の機会を作るのと同じくらい大切だと思います。

08年4月にNPO法人になったビッグイシュー基金はそのための活動をしています。大阪には、販売者さんの発案で作られた、歩け歩けクラブなんていうのもあるんですよ。たとえば『ビッグイシュー』が思うように売れなかった日にも、仲間たちと無心に街を歩いたり、サッカーをしたりすると、又明日もがんばろうって思えたりするじゃない

ですか。そういった文化・スポーツ活動で自分への肯定感を取りもどしてもらえたらと考えています。

それから、路上生活の不安からアルコール依存症になってしまいう人も多いので、そういう人びとと福祉の窓口をつないだり、お金を管理するお手伝いをする生活自立応援プログラム。そしてパソコンの講習や販売スキルアップ講習などを行なう就業支援プログラム。これが基金の3本の柱になっています。

「ビッグイシュー」を卒業して自立された方はどのくらいおられますか。

創刊以来2009年3月15日号までで829名の方が販売者登録をされて、そのうち81名が卒業し就職しました。

販売を始めてから就職まで、時間的な目安などはありますか。

とても個人差があるので一概に言えません。アパート入居のためのお金をためるのに、やはり1、2年はかかることが多いですね。早い方は3カ月という人がいましたけれど。

■販売者はビジネスパートナー

これからまだまだ販売者さんが増え、自立していく余地があるとお考えですか。



JR 新宿駅新南口付近で販売中 (写真提供 / 高松英昭)

そう思います。ただ自らがホームレスであると表明して街頭に立つて販売するまでにはそれぞれに葛藤があると思います。人として大切なプライドにかかわることかもしれません。特に中高年では、販売者さんになるまでに1年も2年も躊躇する方もいます。

私たちは、販売者さんをビジネスパートナーだと考えています。私たちの仕事は質の高い雑誌を作り、販売者さんが売ってくれて初めて商売が成り立つのですから。

今、「ビッグイシュー」は全国で12都道府県で販売しています。事務所は東京と大阪ですが、他県ではホームレス支援の

グループや、ビッグイシューのファンの方たちがサポート団体を作り、販売者さんを支えてくださっています。

それにしてもまだまだ知名度がありませんので、周りの方に「ビッグイシュー」のことをお知らせいただいて、お買い求めいただけるかと本当にうれしいです。

この仕事を始めてますます思うようになったことは、いまは誰でもがホームレスになりうる社会だということです。だからこそひとりひとりが、そうでない社会を

知ることの共有と「憲法カフェ」 若杉 昌矢

最初の一步は、知る、ことから

さて、突然ですが質問です。現行の「日本国憲法」(以下、現憲法)にはどのようなことが書かれているのでしょうか？

こう尋ねられると多くの方は「主権在民、戦争放棄、基本的人権の尊重」が明記されている」と、お答えになると思います(市民運動に携っておられる方は特に)。

では、個々の条項の具体的な内容は？という質問となると、第9条(戦争放棄)を例外に他の条項について答えられる方

作っているという当事者意識を持つことが大切だと感じています。
(さの・みく、「ビッグイシュー日本」スタッフ)

NPO法人 ビッグイシュー基金 の連絡
先は、左記です。
☎53010003
大阪市北区堂島2丁目3-12 堂北ビル4F
TEL 06-6345-11517
ホームページ <http://www.bigissue.or.jp>

は少なくなってしまうのではないでしょうか。

私が参加している《憲法カフェ》(以下、憲カフェ)はそんな、思っているほど身近ではない「憲法」についてより深く知る、ことのできる場です。

07年の春、丁度、安倍政権に綻びが見え始めてきた頃、憲カフェはスタートしました。切っ掛けはその前年(06)の教育基本法の改変問題、とりわけ、日の丸・君が代への強制への反対運動でした。

その後、国会で審議された、改憲を見据えての国民投票法案の問題を併せた論

戦争を記憶する

—モノが語り始める—

斎藤 孝

名古屋東部の丘陵地、「よもぎ台」という地に、「戦争と平和の資料館・ピースあいち」がオープンしたのは、2007年5月のことである。先の戦争時の遺品を収集・保存し、常設で展示する小さな資料館である。

10余年の歳月をかけて

「平和のための戦争メモリアルセンター設立準備会」という長い名の運動体を立ち上げたのは、1993年のこと。運動体の提唱者は弁護士野間美喜子さんである。当初、この資料館は自力で建設するのではなく、愛知県と名古屋市による建設を目的とした。運動体の要望として、県議会、市議会に請願し、いずれも採択されたが事態は進展しなかった。10年の歳月が流れた。

2003年に到り、この運動体を「特定非営利活動法人」(NPO)に衣替えをした。その最初の活動として、運動体がイメージする「モデル展」を開くことを決めた。「私たちは、このような平和資料館を造りたいのです」というメッセージを市民に発信し、併せて戦時資料の提供を呼び掛けた。

このモデル展は2005年4月末から5月の連休にかけて、名古屋市の市民ギャラリーで開催した。折しも「愛知万博」で市民は浮かれていた。果たして来てくれるかと心配したが、11日間の入場者は2千4百余人を数えた。

資金は市民の浄財

このとき、私たちは一人の篤志家と巡り会った。当時八十四歳になられる加藤たづさんである。このモデル展を予告する新聞記事を読み、私が一肌脱ぎましようという申し出をいただいた。建設用地(300平方メートル)と建設資金(1億円)を提供しようという話である。

私たちは、この話を県と市に伝え、資料館を早急に建設するよう要望した。ところが、建設主体である愛知県は、建設地の条件などの理由で、この話をうけなかった。このため、私たちは議論を重ねた末、自分たちで建てることを決めた。

加藤たづさんの申し出を受けてから2年、オープニングの日が近づいてきた。建物はできて中はがらんどろである。展示ケ

スや集会用の机と椅子、事務機器や映像装置など、開設のための資金を必要とする。私たちは、こうした資金を市民の浄財に頼ることにした。幸いにして3ヵ月ばかりで3千万余円が寄せられた。

2007年5月4日、「ピースあいち」は、にぎにぎしく開館した。開館式には東京大空襲・資料センター館長の早乙女勝元さん、立命館大学の国際平和ミュージアム館長の安斎育郎さんら平和資料館の先進館の方々にもお出でを頂いた。

ボランティアに支えられて

「ピースあいち」は、鉄筋コンクリート造りの三階建て、白を基調とした明るい建物である。一階は第四展示の「現代の戦争と平和」をテーマとしたもの。そして事務コーナーと交流の場であり、階段の下が図書コーナーとなっている。二階がメインの展示室で、第一展示「愛知県下の空襲」、第二展示「戦争の全体像：十五年戦争」、第三展示「戦時下の暮らし」の三つのテーマで紹介している。壁面には写真と図表が掛けられ、展示台に実物資料が並ぶ。展示室の一角に映像を見るコーナーがあり、「戦時下の暮らし」の隅には町屋が復元されている。三階は企画展や会議用の部屋である。

「ピースあいち」年間経費は、ざっと1千万ほどになる。行政からは小・中学校の児童・生徒に戦争体験を語る委託事業が

今年度から始まったものの、管理運営に対する資金助成はない。財政的に支えるのは、正会員（年会費6千円）と賛助会員（年会費3千円）である。発足時、両会員合わせて295人だったが現在は764人。今でも少しずつながら増えていて心強い限りであるが、正会員5百人、賛助会員千人という目標には程遠い。まさに民設民営の草の根の運動である。

専従職員は事務局次長一人。一人では資料館の管理はできない。このため、ボランティアを公募した。62人の応募があった。毎日、事務局スタッフが1〜2人、ボランティア4人が当番として詰めている。

「ピースあいち」には、戦時の暮らしを

語る「語り部」が私を含めて5人いる。この5人が団体見学の小・中・高校の児童・生徒さんに戦争・戦時の体験を語っている。その他、展示解説をする15人のボランティアグループがあり、解説をしながら見学して頂いている。

「ピースあいち」の受付では、来館者にアンケート用紙を渡している。それには「平和へのメッセージ」を記す項目があり、見学後、多くの方々が感想を綴って下さっている。その数は既に千通を超えた。その一部は資料館のボードに掲示するとともに「ニュース」にも載せている。

戦争を知っている人びとは、やがてこの世から消える。すると戦争の愚かさ、空襲の恐ろしさを伝える人がいなくなる。しかし、モノは覚えていく。モノは黙して語らない。だが、展示室にしばらく佇んでいると、モノは語りはじめ。メッセージを綴った方々は、その声を聞いたに違いない。

平和運動はだれでもできる

常設展示では、中国の重慶への無差別爆撃や南京大虐殺、従軍慰安婦など加害の歴史も展示しているが、多くは日本国民が被った戦争による悲惨な歴史である。日本はかつてこんなにも戦争被害を

被ったのだということではならぬと私は思う。そこで私は、子供さんたちに戦時を語るとき、こんなことを話して終わることにしている。

「ここで胸に名札を付けている人がいます。ボランティアの方々です。私たちがしていることは平和運動です。皆さんたちにも平和運動ができます。今日うちに帰ったら、おうちの人に、今日見てきたこと、聞いたことを話してください。それが皆さんにとつての平和運動です」と。

ボランティアの仕事を終えて、「ピースあいち」の入り口の受付の前を通るとき、振り向いてみる。すると、足元に黒い御影石の銘板がある。そこには加藤たづさん自筆の言葉が刻まれている。

「永遠の平和を」と。

（さいとう・たかし、「ピースあいち」ボランティア）

戦争と平和の資料館 「ピースあいち」

愛知県名古屋市長区東区よもぎ台1-820

電話 052-602-4222

開館時間 午前10時〜午後4時

休館日 日・月・年末年始

観覧料 大人300円、小中学生100円



「ピースあいち」(写真提供/斎藤孝)

東京大空襲訴訟の波紋

—「国家補償」をめぐる沖繩、重慶への応答

山本唯人

「国家補償」という問いかけ

—東京大空襲訴訟、地裁判決を前に
2007年3月9日、東京地裁に提訴された「東京大空襲訴訟」は、今年(09年)5月21日、いよいよ最終弁論をむかえ、早ければ夏には判決が出るといわれている。

東京大空襲訴訟は、1945年3月10日、一夜で10万人以上の死者を出したとされる下町大空襲やそれ以外の全部で100回以上におよぶ東京空襲の被害者132人(1・2次提訴の合計)が原告となり、大規模なものとしては戦後初めて起こされた集団訴訟である。

原告団長の星野ひろし氏は、この裁判の目的を以下の3点にまとめている。

①犠牲者の凄惨な体験を語り、前線と銃後、兵と民との差はなく、日本の国土が戦場であったことを明らかにする。②東京空襲が国際法違反の無差別絨毯爆撃であったことを裁判所に認めさせ、戦争を開始した政府の責任を追及する。③父母兄弟・身内を亡くした人、傷害者となった人、孤児になった人、家・財産を失った人などの戦中戦後の筆舌に尽くせない辛酸な生き様を明

らかにし、日本国憲法にもとづき、国に対し、民間人犠牲者への差別をあらためさせ、法の下での平等を実現し、犠牲者への追悼、謝罪及び賠償を行わせる(矢野宏「大阪空襲訴訟を知っていますか」せせらぎ出版、09年)。

②について、直接には、サンフランシスコ講和条約で、国際法違反である東京大空襲の責任をアメリカに賠償請求する権利を放棄したことが、国の「外交保護義務違反」として問題になる。空襲裁判は、必然的に、アメリカによる日本市民への加害を問い、日米合作の不適切な「講和」が日本民衆へのどんな抑圧のもとに築かれたかを、問うことにつながる。①③の実態を自らの体験と怨念を込めて明かすことは、この裁判の使命といえるだろう。08年12月8日、大阪大空襲訴訟が大阪地裁に提訴され、その声はさらに強められた。

分断の可能性

この裁判は、「空襲」訴訟に固有の課題に加えて、日本の戦争被害者が、日本の政府に向けて、謝罪と「国家補償」を正面から問うた裁判としても注目されている。ただし、アジアからの戦後補償裁判に比べ

と、その意味は、まだ必ずしも共有され、深められているとはいえない。

例えば、東京では密接な交流のもとに進んでいる原爆症認定訴訟は、「国家補償」を直接問うものではない。原爆症認定制度は、原爆被害の「特殊性」ゆえに認められた特別な種類の「社会保障」制度であり、その範囲では、国としての戦争責任や「国民への加害」(岩松繁俊、長崎被爆者)の実態が問われることはない。この点は、国側には明確に意識されており、被爆者に対する支援の拡大が、「一般戦災者」が求める国家補償におよぶことをいかに断ち切るか—これが、国の被爆者援護行政に、戦後一貫してなされる問題意識の一つなのである。

原爆症認定訴訟は、連勝をかさね、自民党をふくむ議員連盟も発足し、いつ、どのような政治決断をくだすか、大詰をむかえている。しかし、その進み方によっては、90年代以降、ひたひたと盛り上がりを見せる、「国家補償」を問う市民の動きに分断のくさびをもたらず可能性があることを指摘するメディアは、ほとんど皆無といつてよい。

そのようななか、遠い沖繩から、東京の訴訟に向けて、思いがけない応答の声が起った。それは、石原昌家さんが、「沖繩国際大学社会文化研究」に発表した、沖繩戦犠牲者の靖国合祀問題に関する一連の論文だ。また、もう一つは、東京大空襲訴訟

が、立ち上がりるときからずっと交流を続けてきた、日本軍による都市空襲の被災地・重慶の人々が語りかけてくる言葉だ。以下、東京大空襲訴訟の支援に関わってきた立場から、届けられた「二つの声」に回答し、今の日本の市民として、「国家補償を問う」との意味を、考えたい。

沖縄の声―「援護法社会」への告発

石原昌家さんは、「援護法」によって捏造された「沖縄戦認識」(「沖縄国際社会学文化研究」第10巻第1号、2007年3月)の冒頭で、「東京空襲犠牲者遺族会」が、国に「国家賠償」と「国の戦争責任をはつきりさせて公式謝罪」を求めて集団提訴するという新聞報道を受けて、本来であれば、沖縄戦で甚大な被害を被った沖縄住民こそ、真つ先に国に対して「国家賠償」と「公式謝罪」を求め、「大集団提訴」をなすべき立場にある。それなのに、なぜ、その被害者や遺族が、同様な集団提訴をできないのかと問い、その理由を、「戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下、援護法)」が沖縄戦犠牲者に適用される際、日本軍への「戦闘協力」の有無を、その適用条件としたことにあると指摘する。

また、沖縄戦犠牲者の遺族たちが、年金などの支給を受けるために提出した膨大な「体験記述」の積み上げが、官による指導のもとに、いかに事実と異なる「戦闘協力」

のイメージを捏造し、誤った「沖縄戦認識」を生み出してきたかを、綿密に描き出した。「援護法」の適用を受けるかぎり、沖縄の人々は、この認識の檻から抜け出すことができない。石原さんは、沖縄における「援護業務のはじまりと、沖縄戦犠牲者の「靖国合祀」の同時性をあとづけながら、「援護法」の論理を内面化した「援護法社会」の成立こそが、「靖国合祀」を進める素地を作ったのではないかと述べている。

同時に、1960年の遺族大会で、沖縄県遺族連合会が、その矛盾のなかで「全戦争犠牲者」への国家補償要求を決議していた事実を掘り起こし、「援護法」の論理に「国家賠償」を対置することを通じた「援護法社会」の解体を、新たな運動課題として提起している。

次の論文、「米軍政下における『靖国神社合祀』問題(上)」(同第11巻第1号、2008年6月)では、「援護法」制定にいたる国会審議のなかで、日本遺族厚生連盟(日本遺族会の前身)の代表者が、「国家補償」の実現を求める立場から、その主旨をあいまいにゆがめる「援護法案」に激烈な批判をあげていたことに着目している。そして、民衆がもつとも過酷な生活を送っていた敗戦直後から50年代初頭の時期、民衆による戦争責任の追及がなかったのではなく、むしろ、それを強く問う場面が展開していたこと、それにもかかわらず、その気運を

潰えさせた最大の契機として「援護法」の成立を捉える必要があるのではないかと述べている。

「なぜ、日本人は日本政府の責任を追及しないのか」―重慶の人々のまなざし

石原さんの(わたしにとって)思いがけない回答は、重慶の人々が日本のわたしたちに向けるまなざしの意味に向き合うヒントを、与えてくれたような気がしている。

「重慶大爆撃訴訟」は、2006年3月、東京大空襲訴訟よりも1年先行して東京地裁に提訴された。この2つの空襲裁判の交流がテーマになったある研究会で、中国の研究者から、「なぜ、日本人は、日本市民にもたらされた被害について、日本政府の責任をもつと追求しないのか」と、指摘されたことがあった。これは、重慶の人々を「どう支援できるか」という姿勢でぞんできたわたしの心にぐざりと突き刺さり、そのまま残っていた。

しかし、石原さんの発言や沖縄の人々が「援護法」や「靖国」に向き合ってきた姿勢にてらせば、この追及は、ある意味で当然だったのかもしれない。

沖縄戦も原爆も、空襲も、「アジア太平洋戦争」という巨大な網の目で結びあわされた被害なのである。1市民としての立場から、なぜ、このような被害がもたらさ

れたかを検証しようとすれば、それは、おのずと、戦争が引き起こされた経過を明らかにし、その責任がどこにあるのかを、問うていかざるを得ない。「国家補償を問う」とは、日本の1民衆として、国家の戦争責任に向き合うアクチュアルな討議の空間に身をさらすことであり、ひとごととしてではなく、アジアの民衆と出会っていく1つの回路としての意味をもっているのではないか。

イギリスの平和活動家・研究者、メアリー・カルドローは、1975年、デタントの頂点で結ばれた「ヘルシンキ合意」が、東西を結ぶ自由な討議の空間を切り開き、それが、壁崩壊にいたる決定的な力であったと紹介している。また、80年代、ラテンアメリカでも、教会などを拠点とした「市民的関与の島々 (Islands of civic engagement)」と呼ばれる自律的なネットワークが生まれ、解放に大きな役割を果たしたと述べている(『グローバル市民社会論』法政大学出版局)。

今、アジアにおいても、それぞれの「島」を解き放ち、「島々」として結び合わせる自由の新たな空間の創造が求められているのではないか。そのための知恵や経験を貸してもらいたい。裁判の行方に立ち合いながら、その可能性を模索したい。

(やまもと・ただひと、東京大空襲・被災資料センター)

「横浜事件」とは

太平洋戦争下の特高警察による、研究者や編集者らに対する言論・思想弾圧事件。1942年、雑誌『改造』8・9月号に細川嘉六の論文「世界史の動向と日本」が掲載された。大本営報道部長谷萩少将はこの論文が共産主義の宣伝であると、それをきっかけに神奈川県特高警察は、9月14日に細川嘉六を出版法違反で検挙、知識人に影響力をもつ改造社弾圧の口実をデッチ上げようとした。

特高は細川嘉六の知友をつぎつぎと検挙。このときの自宅捜査で、西澤富夫宅より細川嘉六の郷里の富山県泊町に『改造』『中央公論』編集者や研究者を招待したさい開いた宴会の1枚の写真を発見した(後列中央が細川)。



特高はこの会合を共産党再建の会議だとし、改造社、中央公論社、日本評論社、岩波書店、朝日新聞社などの編集者(木村亨は中央公論社編集者)を検挙し、拷問により自白を強要した。

このため44年7月、『改造』『中央公論』両誌は廃刊

に追い込まれ、情報局より自発的に廃業するよう申し渡された。特高は弾圧の輪を広げ、アメリカ共産党と関係があったとされた労働問題研究家川田寿・定子夫妻、世界経済調査会、満鉄調査部の調査員や研究者を検挙、治安維持法で起訴した。

拷問によって『中央公論』編集者2名が死亡、さらに出獄後1名が死亡した。その他の被告のほとんどは、敗戦後の9月から10月にかけて一律に懲役2年、執行猶予3年の判決で釈放され、『改造』『中央公論』も復刊された。拷問した特高警察官は被告たちに人権じゅうりんの罪で告訴された。3人のみ有罪となったが、投獄されなかった。(以上は第三次再審請求弁護団の資料による)

その後、1986年、横浜事件の被害者と遺族9名は、権力犯罪を糾弾し、国の謝罪と人権の回復を求めて、裁判所に再審を請求したが、最高裁は1991年に棄却した。それ以降の経過は、木村まきの本文の最後の部分にまとめられている。

■横浜事件についての詳しい情報は、「横浜事件の再審を実現しよう! 全国ネットワーク」のホームページ
http://members.at.infoseek.co.jp/yoko_hama/main.html 12

4月13日読者懇談会

「タクシィ・トウ・ザ・ ダークサイド」上映会 と高橋武智さんのお話

2001年の9・11をきっかけとして10月、ビンラディンをかくまったかどで米軍はアフガニスタンを攻撃して「対テロ戦争」を開始、ブッシュ大統領は、米国に危害を加える活動に関与した者や支援した者などを「敵性戦闘員」として世界中どこにいても起訴しないまま無期限に収容できる権限を国防省に与えた。さらに02年、タリバンやアルカイダの捕虜に対しては、拷問や個人の品位を貶める取り扱いを禁止したジュネーブ条約は適用されないという覚え書きに署名、実質的に身体的・精神的拷問を認めることをした。

収容され、拷問が行われた場所は、イラクのアブグレイブ刑務所、キューバにある米軍基地グアンタナモの収容所など。そこで、殴る、蹴る、叩く、手錠をかけて宙ぶりにする、寒い部屋に放置する、箱に閉じ込める、犬をけしかける、銃口をつきつける、裸にする、性的に虐待する、コーランを冒瀆する、聴覚と視覚を奪う袋をかぶせる、立たせたまま眠らせない、などの行動科学に基づく数かずの「テクニック」を行使した。

映画は、02年12月、アフガニスタンのタクシィ運転手デイルウォルが乗客とともに「テロ容疑」で逮捕され、バگرام空軍基地の拘束施設で拷問を受けて死亡したところから始まる。そしてデイルウォルの家族、拷問を受けたもと容疑者、拷問を行なって有罪判決を受けたもと米兵、米政府側要人の様々な証言、拷問写真、米政府高官の発言や戦闘シーンのフィルムがこれでもかこれでもかとカラーージュされ、非人道的な命令を与えた米国の最高責任者が誰であるかをあぶり出してゆく。

高橋武智さんによれば、その最高責任者であるブッシュは「二つの嘘」について「対テロ戦争」を開始した。一つは「フセインはアルカイダとつながっている」という嘘。もう一つは「イラクは大量破壊兵器を隠し持っている」という嘘。また、フセイン支配下のイラクは「民主主義の空白地域」だとも言ったが、そこに住んでいる人たち「民（たみ）」がいることを無視したその発言も、もう一つのウソと言えるだろう。その際日本は、「対テロ戦争」を全面的に支持しかつ自衛隊まで派遣したが、そのときは「戦争」という語を用いずにやわらげた「テロとの戦い」であり、「国際貢献」「後方支援」というレトリックであったから、日本も米国におとらずウソをついて戦争に荷担したことになる。

一方2003年3月に開始された対イラク戦争に対して、世界的規模での反戦運動が巻き起こったことは、特筆されなければならない。しかしながら阻止できなかったということでは、

人類はまだ戦争を止められていないという苦い経験を残すことともなった。ベトナム戦争と同様、米国から誤りだったと謝罪を引き出した、責任者の戦争責任を追究することもなし得ていない。90年代に旧ユーゴスラビアで引き起こされた国際人道法違反に対する、責任者訴追のための旧ユーゴ国際戦犯法廷、またオランダの国際司法裁判所いわゆるハーグ裁判などがあるが、アフガニスタン戦争やイラク戦争についてもこういった取り組みが求められよう。CIAの秘密収容所（ブラックサイト）は世界中にあり、拷問が、米国法の及ばない第3国に、外注化されるつつあるという。「人道に対する罪」をこれ以上重ねさせないためにも、ブッシュ、チェイニー、ラムズフェルドらが戦争犯罪人として裁かれること（そしてそれに荷担した小泉元首相が糾弾されること）が必要なのではないだろうか。

高橋さんは、オバマ新大統領にも注意をうながす。公約どおりグアンタナモは閉鎖されるかもしれないが、彼の関心はアフガニスタンに向いており、兵の増員を公言している。そして、車内放送でも公共ポスターでも「特別警戒時期で、不審な荷物があつたら」と、心理的に「対テロ戦争（日本式呼称は「テロとの戦い」）を刷り込まれている日本が、今後アフガン戦争に荷担することになるのかどうかが問われている。「日米両国の共通の価値観」とは、人権侵害という価値観の共有のことと皮肉られても仕方がない。

（まとめ・諸橋泰樹、本誌編集委員）

けない国になりました。
*なぜ結婚できず、こどもも持てないのか。

反響の詳細については、朝日新聞社、北海道新聞社のモニター調査結果を含め別途報告させていただきます。

8期(今回)の活動概要

8期の意見広告運動の活動を振り返って見ます。テーマは「戦争への歩みを止めよう―誰だって人間らしく生きたい」であり、憲法9条・25条の実現を掲げて活動してきました。

また、今回の活動を成功させるため、いくつかの新しい試みを実施しました。

*フルカラーで目を引く、読みやすい賛同チラシを二種類作成。

*他の団体が主催する各種の集会で、賛同チラシを積極的に配布。

*販売グッズに、鈴木さんのデザインによるTシャツを新規に追加。

*販売グッズのシールを新デザインのものに更新。

*チラシ等の申込用紙の内容更新。特に新規のボランティア募集に関し、具体的な作業項目の提示。

*「意見広告」募集の広告を載せる雑誌・機関誌・新聞などを新たに開拓。

*年内に賛同金を送付された新規賛同者に

お礼と、友人などへの呼びかけ依頼のハガキ送付。

これらを含め、「意見広告運動」をより多くの方々に知ってもらえるようメール、電話、ファックス、手紙などで積極的に呼びかけてきました。

またホームページも見やすいように工夫して、広報活動の一助としました。特に「行ってきました」や「事務局風景」のブログでは、当事務局スタッフの日々の活動を、親しみやすく表現しています。ぜひご覧下さい。

「意見広告運動」を広めるために毎年行なってきたイベントとしては、3月7日(土)午後、東京ウィメンズプラザホールで映画とトーク、写真展を実施しました。

映画「アメリカばんざい」の上映、藤本監督、吉岡一さんのトークおよび広河隆一さん取材のイラク、アフガニスタン、パレスチナの写真展です。

集会は、170名を超える多くの方々の参加をいただき、盛況の裡に終わりました。

これらの活動を経て、本年4月から掲載紙面の文言について最終校正を行いました。昨年寄せられた、文字が多すぎて読む気がしない、表現が固いという意見を踏まえて、わかりやすい言葉で、なるべく文字数を減らし、かつ主張すべきことは主張しよう

心がけました。

大不況のため賛同金が集まらないのではないかと心配された中で、昨年に近い賛同金が寄せられて5月3日の紙面に広告を掲載できたこと、および多くの新規ボランティアの参加があったことは、この1年間の活動の成果ではないかと思っています。

9期(次期活動)への課題

さて、意見広告の掲載は出来ましたが、賛同者数は、昨年に比較し、わずかですが、減少しました(今年8,395件、140件減)。私たちは、この先さらに新規賛同者を増やすべく活動を広げる必要があります。

そのためには、皆様のご協力をいただきながら新たな活動を模索していきたいと考えています。

最後に今回の紙面に採用された反改憲歌壇の入選作を、皆様とともに改めて噛みしめながら、「改憲手続法」の年、9期に向けて、気持ちを引き締めて少しずつ準備を始めていきたいと思います。

九条に羽つけガザの子包みたし

七割は餓死と知らざる「英霊」の夏
爆音のとどろく吾子の部屋にいて

九条切に守らんとぞす
地球村の大人等愚か武器購う

隣で飢えし児明日死にゆくに
(かさい・のりよし、意見広告運動事務局)

ハサミを買ってくる。早く使ってみたくて、まずハサミ自身に付いている値札の糸を切ろうとするが、刃先はもちろん値札に届かず、既存のハサミやナイフで切るはめになる。どんなに優れたハサミも、自身に付いた値札は切ることができない。この小さな教訓は、人生のさまざまな局面で姿を現わす。そもそも人間は、自身の顔を自分の肉眼で見ることができないのだし、みずからの後ろ姿も、写真や鏡なしには目撃できない。

2008年の年末、築地魚市場が、外国人観光客がマグロのセリ市を見学するのを禁止した。ニュースは、立ち入り

禁止のラインを越えるなどのほかに、カメラのストロボを発光させるのが原因だと伝えていた。たしかに、指先の動きひとつで巨額が動くセリの現場では、閃光がセリ人の眼を射ることは避けたいだろう。

ニュース映像は、外国人観光客の持つコンパクトなデジタルカメラが、ピカッピカッと光るさまを映していた。考えてみれば、世界に流通しているデジタルカメラのほとんどが日本製なのだから、事態は、外国人観光客のマナーよりは、ストロボを発光禁止にさせる操作をわかりやすくユーザーに伝えていない日本のカメラメーカーのせいなのではないか。カメラメーカーが、製品デザインはともかく、取扱説明書にマニュアルの編集とデザインを

連載エッセイ 第11回

〈わかってもらおう〉(1)

おろそかにしたために、セリ市の見学禁止を招いた、こんな因果が考えられる。観光立国を旨く日本が、自国製品のせいで、思わぬしつべ返しを受けた図に見える。まわりまわるのだ。

ハサミが自身の値札を切れないように、どうも(自身)というのは、やっかいでスッキリとしない存在のようだ。〈三里塚〉なる問題はいまだ持続していると認識しながら、国外には成田空港から出発しなければならぬいし、アメリカ合衆国を批判する文章を、リーバイスのジーンズをはいて、マイクロソフト

社のワードでしたため、そのパソコンを駆動する電力の何割かは原子力発電から生みだされている。

しごとの関係で、中学の数学教科書を観察して、おどろく。本文の〈階層〉が深いのだ。〈階層〉とは、見出しのレベルの多さである。〈階層〉が深いテキストとして悪名高いのが法律で、たとえば民事訴訟法では、「第二編 第一審の訴訟手続」↓「第一章 訴え」↓「第三節 争点及び証拠の整理手続」↓「第一款 準備的口頭弁論」と降りてきて、ようやく個々の条文になり、さらに・・・と

分かれている。つごう六階層からなっているわけだ。この階層の深さが、法律の取つきにくさを演出し、外堀、内堀のごとく、ことばの砦を築き、素人を寄せつけない。

同じことが、中学の数学教科書でも起きている。生徒たちが読むのは、たとえば「3章 1次関数」↓「2 1次方程式と1次関数」↓「2 連立方程式の解とグラフ」と、三階層を下降した本文なのだ。階層を理解するのは、全体像の理解にはかならないのだが、いままさに数学を学ぼうとしている生徒に、全体像としての階層を当たり前の前提として押しつけている。こうした転倒が、あらゆる教科書で起きてくるのかもしれない。

鈴木一誌

ハサミが自身の値札は切れないとの小さな教訓は、こうも言い換えられよ

う。ハサミを使えるのは、ハサミを二挺以上所有する者だけに限られる。なぜならば、値札を切るためには他のハサミを必要とするから。法律や教科書の階層の深さは、すでにわかっている人間にしかわからない、との奇妙なジレンマの存在を告げる。知の格差の誕生である。〈わかっていない〉ことを、他者に〈わかってもらおう〉ことのむずかしさの前で、ブックデザインにながでできるのか、試行はつづく。(すずき・ひとし、グラフィックデザイナー、題字デザインも筆者)

生き残った元兵士と 死者の列

「花と兵隊」



監督・撮影・編集／松林要樹 製作／記録映画「未帰還兵」製作委員会 配給／安岡
フィルムズ ドキュメンタリー106分 ■7月から東京・渋谷のイメージフォー
ムほか全国で順次公開

●あの戦争を身をもって体験した世代は、まもなく死に絶えようとしている。彼らの存在は、それ自体が戦争とは何かを証明することによって、平和を支える重石の役割を果たしてきた。この作品は、改めてそのことを感じさせる。

●1941年の太平洋戦争開戦と同時に着手されたビルマ侵攻は、連合国から中国国民党政府への物資輸送路（いわゆる援蒋ルート）遮断を目標に進められ、33万人の将兵が投入されたが、そのうち生還できたのは

14万人にすぎなかった。とりわけ補給の目算なしに強行された1944年のインパール作戦の退却戦は酸鼻を極め、夥しい日本兵餓死者の遺体が続いた道は「白骨街道」と呼ばれたという。

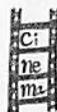
●『花と兵隊』に登場する6人の元兵士は、いずれも死地をくぐりぬげ日本軍隊を離脱、帰国をあきらめてタイで生きる道を選んだ人たちだ。6人も現地で家庭をつくり、うち4人はいままも妻子や孫に囲まれて穏やかな暮らしをしている（2人はこの映画の取材後死去）。彼らに共通するのは、その身についた生活能力の高さだろう。機械の修理能力や医療の知識を生かした人もいれば、中国語が堪能で華僑社会に人脈をつくり、日本商社の駐在員となって活躍した人もいる。戦後の生活が安定してから、皆一度は日本を「訪れて」いるが、彼らの人生はすでにタイの地に深く根を下ろしていたので、「帰国」することはなかった。

●老人たちは、もうあの戦争について多くを語らない。ごくまれに戦時中の夢を見ることはあっても、日常は東南アジア独特の親しみやすく愛情深い、牧歌的ともいえる空気に包まれている。かつての猛々しい侵略軍兵士が、再び一市民として生きのびる道を見出すことができたのは、彼らを暖かく迎え入れた現地の人びと（とりわけ女性たち）の力による部分が大きかったに違いない。

●元歩兵伍長の藤田松吉さんの場合は、他の5人と違って妻との間に子どもが生まれなかった。彼は道路工事などの労働で生計を立てながら、独力で800体の日本兵遺骨を収集、自費で慰霊塔を建てた。彼はまた、シンガポールで彼のいた部隊と共に多数の華僑の子どもを命令により虐殺するという経験をしたらしい。その説明は不明瞭だが、必死になって語る表情を見れば、その記憶がいつまでも彼にとりついていてことは明らかだ。8年前、奥さんと死別した藤田さんは、養子との間もうまく行かず、今年1月、90歳で亡くなったという。

●22年前、大きな反響を呼んだ映画『ゆきゆきて、神軍』（原一男監督）の主人公奥崎謙三は、30万人が餓死したといわれるニューギニア戦線から生還、当時「敵前逃亡」の罪で銃殺された2人の戦友に代って元上官の責任を追及した。当時私たちは、奥崎のエネルギーと怨念の強烈さにショックを受けた。『花と兵隊』の未帰還兵たちからはそのような怨念が感じられないのは、単に過ぎ去った時間の長さの違ひからなのだろうか。それとも、6人はきわめて例外的な幸運の持主だったということなのか。いずれにせよ、奥崎を含めた彼らの背後に累々と横たわる死者の列の存在を意識することは、いまや私たち後の世代の責務だと感じずにはいられない。

本野義雄（もとの・よしお、本誌編集委員）





現状に対してもつと骨太の主張を！

ダグラス・ラミス＋辻信一著

『エコとピースの交差点——ラミス先生のわくわく平和学』

(大月書店、2008年 1200円＋税)

高橋 武智

本書には二人の著者がいるので対談かと思うと、サブタイトルからは、一人の著者がもう一人のご意見を拝聴しているようにも察せられる。それにしても「交差点」とは魅力的なネーミングだし、表紙には英語で「ピースとエコを結びつける」とも書いてあるので、壮大な意図をもって準備されたことが分かる。

巻末のプロフィールで、ラミスは政治学者、辻は文化人類学者・環境運動家となっているが、ラミスには「平和運動家」の肩書きを加えてはしかなかった。ほくがラミスを知っているのは、まさにこの資格においてなのである。

著者の資格は十分すぎるし、意図も立派だが、惜しむらくはラミスがエコを分かっているほどには、辻がピースを分かっているはず、がっぷり四つに組むとはいかなかったことだ。

実は筆者は一九八〇年ごろ、先年亡くなったアンドレ・ゴルツの『エコロジスト宣言』を訳したことがある。表題は編集者の発案によるが、エコ運動の初期と

してはよく売れた本だ。ゴルツのエコロジー論は「あらゆる生産は自然の破壊」から出発していた。思い出しても強烈なメッセージだった。

今、エコという語の氾濫を前にして、感慨を覚えるどころか、むしろ危うい思いにとらわれる。売れる(一)ようになってしまったエコなんて……。炭酸ガスを出さないからとの理由で原発が定着し、省エネ家電購入にはエコポイントが付き、ハイブリッド車がエコだとして脚光を浴びている、こういう現状をどう考えるのか。

テレビには、「それにエコだしね」といったコマーシャルが溢れている。まるで、エコは商品の付加価値、それもおまけの付加価値であるかのようにだ。

何よりも、エコが市民権を得るまでに、いくたの公害が尊い人命を奪い、後遺症は今もつづいていることを忘れてはならない。

これらの点について、著者たちの認識はいささか甘すぎるように思う。確かに

二人は、「バックスエコノミカ」(経済の支配の下での平和)という現状を批判しつつつけているが、肝心のエコがそっくりその経済に取りこまれてしまっている。

エコにかんする環境学者——そのほとんどが先進国出身——の言説など、いくら聞かされてもあまり役に立たない。

ラミスはハンナ・アレントを引用して、社会進化論を批判しているが、「適者生存」ならぬ「強者生存」により、しぶとく生き延びつつある「資本主義の原理」に負けないような、骨太のエコの主張をこそ本書から聞きたかったものである。読者の心をつちりつかむためにも、もう一工夫が必要だったろう。

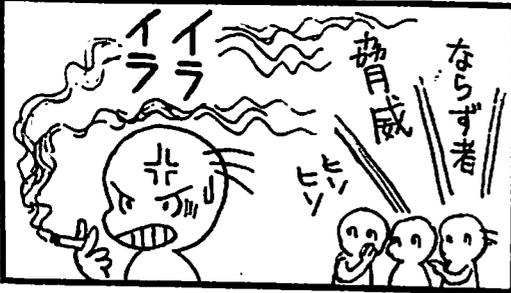
最大の収穫は、ガンジーのインド憲法案をラミスが紹介してくれたことだ。「70万の村のそれぞれが主権共和国になるべき」であり、そこでは、産業革命後の文明社会化を否定して、農業主体の自給自足経済が貫徹し、村々が連合して国際連合のような組織が全インドに張りめぐらされる……。

これこそはじめて聞くガンジーのユートピアだが、こうした国の姿のなかでなら、ピースとエコは究極的な一致を実現できそうだ。

最後に、活字が小さすぎるのは高齢者には苦痛だった、といっておきたい。

(たかはし・たけとも、本誌編集委員)

ふしぎの国のありか by まつだたこ



2009. 3. 30. 12AM*

昨年12月発行の111号の「事務局だより」で鶴見俊輔さんの講演会「組織者としての小田実さん」を7月までに開催したいとお知らせしましたが、しばらく延期の見通しです。後日、改めてご案内します。7月18日に小田さん逝去2周年の澤地久枝さんの講演会が予定されています。場所、時間については、7月に入りましたら事務局にお問い合わせください。

Information

【東京】☆6月2日(火) 18:00~9条の会講演会—加藤周一さんの志を受け継いで—井上ひさし、大江健三郎、奥平順弘、澤地久枝
会費1500円 場所:日比谷公会堂(地下鉄有楽町線有楽町駅徒歩5分)
主催:9条の会 電話03-3221-5075

☆6月6日(土) 14:00~無期囚 磯江洋一さん 山谷6・9決起30年 問われ続ける 寄場・監獄・貧困 連絡先:「山谷」上映委員会 電話:090-1836-3430 場所:日暮里ひろば館(日暮里駅北口徒歩5分) 会費:資料代1000円

☆6月12日(金)から14日(土) 東京平和映画祭「スクリーンから平和を」 場所:国立オリンピック記念青少年総合センター(地下鉄代々木公園駅徒歩10分、小田急参宮橋駅徒歩7分)

- 12日(金) 14:00開場 チベット・パレスチナ特集4作品
- 13日(土) 9:30開場 ウンからはじまる戦争とお金の関係6作品+α
- 14日(日) 9:30開場 特別企画!ベンジャミン・フルフォード氏スペシャルトーク+α

■入場料12日一般1500円学割1000円、13日一般3000円学割2000円、6月12日から14日(3日間通し)券一般5000円学割3500円主催:東京ピースフィルム倶楽部 電話090-4459-3020

☆6月13日(土) 第10回表現者はリレーする~いま、語り・描き・写し歌い舞うとき~場所:東京ウイメンズプラザ(地下鉄表参道駅徒歩7分) 第一部14:00~表現者はリレーする 天木直人、横井久美子他10名 第二部17:00~映画とトークの夕べ~映画「にがい涙の大地から」とトーク(監督)海南友子と渡辺一枝

■入場料前売り1)部2部通し券1500円(当日2000円)1部または2部前売り1000円(当日2000円)主催:戦争への道は歩かない!声をあげよう女の会 問合せ先:090-9964-2616(和田)

☆6月15日(月) 18:00~声なき声の6・15集会 場所:豊島区勤労福祉会館4階(JR池袋駅南口徒歩7分)主催:声なき声の会*集会終了後、国会南門前にて榊美智子さんに献花をします

☆6月20日(土) 18:30~42回市民憲法講座—日本経済これから先は—山家悠紀夫(容らしと経済研究室)会費800円 場所:文京区民センター(地下鉄後楽園駅徒歩5分)主催:許すな!憲法改悪・市民連絡会 電話03-3221-4668

☆6月27日(土) 18:00~第142回いろりばた会議「原発をならべて自衛戦争はできない」講師:小倉志郎(元原発技術者) 場所:たんぼぼ舎会議室(JR水道橋駅徒歩5分)資料代800円 主催:いろりばた会議 問合せ先:03-3238-9035たんぼぼ舎

☆8月1日(土) 2日(日) 15:00~ 2009憲法フォークジャンボリー in 東京 場所:東京労音R'sアートコート(JR新大久保駅・地下鉄東新宿駅徒歩10分)参加費前売り1000円(当日1200円)2日間通し券1800円 主催:2009年憲法フォークジャンボリー in 東京実行委員会 問合せ先:03-5273-0806(横尾)

【埼玉】☆6月13日(土)~9月5日(土)(月曜休館) 9:00~丸木巣・大道あや展—命を継りなす絵画—場所:原畑の丸木美術館(東武東上線東松山駅・高坂駅市内循環バス唐子コース・丸木美術館北下車(日祝運休)、日祝は、東武東上線森林公園駅南口より無料送迎車あり(要予約)入館料:大人900円 中高生600円 小学生400円 主催:原畑の丸木美術館 電話0493-22-3266

意見広告、千葉県史など

——事務局だより——

吉川勇一

■別掲の葛西則義さんの報告のように、5月3日の反改憲意見広告は、多くの方々からの賛同を得て、「朝日新聞」と「北海道新聞」に出されました。2色刷りの緑も冴えて、反響は大きいようです。4月29日の「朝日」家庭欄に載った「5月3日の朝刊の意見広告をご覧ください」という予告の広告はお気づきだったでしょうか。

■しかし、毎度ご報告しているように、広告原稿締め切りまでの、意見広告運動事務局の実務は大変でした。9千件近い賛同の団体・個人名を50音順に並べ、公開しているかどうかの通知のなかった方に改めて連絡しなおして確かめるなど、一つ一つ入念にチェックする作業は、締切期限が迫るなかでの必死の努力でした。すべてボランティアのスタッフ・グループが連日何時間もかかってやりとげたもので、脇で見ていて、そのご苦労に頭が下がる思いでした。

■大きな虫めがねをとりだし、意見広告の8千人以上の名前をたどりながら、古い知人を見つけ出してみる楽しみも味わいました。私的なことを言えば、96歳になる母の名前や、二人の妹の名前も見つけました。

■お気づきになった方も多いかと思えます

が、5月11日の「朝日新聞」(東京版)の投書欄「声」には、定額給付金の一部を事前に「9条を守る」広告にカンパしたとの宮崎県串間市の賛同者の方の意見が掲載されていました。米軍再編にともなう新田原基地の大規模工事と憲法とのギャップを憂える投書でした。

■千葉県刊行の全51巻という膨大な県史のシリーズがあります。その戦後編(編集責任=宇野俊二)がこの3月に発行されましたが、「高度成長期の宗教と大衆文化」の節には、「都市部の教団仏教の中でも新鮮な動きが見られた」として、「日蓮宗の一般僧侶が73年から数年間にわたり、広く一般市民やクエーカー教など他教の人々と国際的にも協力しながら、ミニコミ誌『非暴力』を発行し、靖国法反対、反自衛隊などの市民運動を精力的に展開している」と載っています(894ページ)。また、「社会運動の変化と市民運動」の節は「国家や社会の在り方を問うミニコミ」をとりあげ、三里塚闘争の各種機関誌などと並んで「市川市の『自衛官と連帯し習志野基地を解体する会』の機関紙『らっかさん』はさらに踏み込んで『自衛隊解体』を主張し、同会は憲法第九条を理念として、自分たちが生活する地域である自衛隊習志野基地を対象に、諸党派から独立した地域に根ざす非暴力的市民運動を展開した」と出ています(976ページ)。これは、本誌編集委員の一人、市川

市の浄鏡寺住職、古沢宣慶さんたちのグループの紹介です。非暴力と軍隊否定の運動が、県の正史に載ったという点で、注目すべきでしょう。

■別掲の拙文「老後も進化する脳」と「関東防空大演習を嗤ふ」と……」の最後でいくつかのTV番組に触れましたが、その視聴をご希望の方は、往復の送料だけで録画DVDをお貸しできますので、事務局宛てにタイトルを明記してお申込みください。

■意見広告の紙面の下に二つのバッジの図が載っています。「殺すな」の方は30の会が、「九条実現」の方は意見広告運動の事務局が頒布しているものです。このバッジのほか、美しい印刷で、切り取って使える丸いシールのシリーズも両事務局から発行されています。在庫がありますので、ぜひお申し込みください。

■本誌編集委員会のメンバーに移動がありました。長い間、編集委員として活動された意見広告運動の初期に大活躍された井上澄夫さんと、イラク・中東問題などですぐれた分析や解説を多く書いてくださった細井明美さんが、委員を辞任されました。長い間のご努力にあらためて謝意を表します。補充のメンバーとして数人の方が挙がっています。次号では新スタッフをご紹介します。と思えます。

(09/05/18記)

(よしかわ・ゆういち、事務局・編集委員)

読者のおたより

◆事実を知り、時流に流されない

東京都板橋区 和登 直
新聞やテレビの報道では、知りたいこと知らなければならぬことが十分に伝えられていない様に思います。事実を知り時流に流れたり慣れたり諦めたくありません。

◆ワーキングプアは自衛隊へ？

東京都豊島区 磯谷佳世子
113号27ページを目にし、こりや大変と思いました。9条をなくしたらワーキングプアは自衛隊へ。年金プアは早くあの世へ、ということになりかねません。そうさせてなるものですか。サイフがカラになりとも9条は私の命です。

◆柏崎刈羽原発が・・・

東京都町田市 山口幸夫
柏崎刈羽原発問題で日夜のない忙しさでいます。

◆戦後の農地改革で。

愛知県新城市 丸山俊治
戦後の農地改革でわが家は「1反当たり

地下たび1足分」で田畑を手離した。父はそれを残念に思いつつも「それまでぎすぎすしていたムラがうんと明るくなっただに」と語った。それが戦後の民主化であり、その中心に日本国憲法があった。私は父の言葉とともにそれをわすれたくないと思っている。

◆平和憲法と死刑存続

愛知県春日井市 稲垣克己(79歳)
遠く離れたカナリア諸島のヒロシマ・ナガサキ広場に日本の憲法9条の碑があるとのこと、私たちは平和憲法を守り抜かねばならぬとの決意を新たにしました。死刑制度は存続すべきです。命は尊い。それだけに殺意をもって残虐な行為には死刑を適用すべきである。

◆「殺すな、殺されるな」

福岡県久留米市 東 道成
「殺すな、殺されるな」がべ平連の原理だったと知って感銘を受けました(高橋武智さんの文)。死刑制度の論議が疎かです。

◆おばあちゃんの名前があった

静岡県静岡市 鈴木孝子(81歳)
5月3日意見広告発行が楽しみです。(今回で3回目)孫がルーベで、おばあちゃんの名前があった、さすが！と喜んでくれるのが、私に元気をくれます。

◆日々の祈りの中で

愛知県瀬戸市 水野寿美代
日々の祈りの中で世界の平和を祈願しております。老いて活動はできませんが祈ることはできると自分を励ましております。

◆文化的な記事を入れて

東京都多摩市 山本日出夫
シルバー会費をお送ります。隔月のニュースは盛りだくさんで読み残しています。少し文化的な記事を入れて全体に読みやすくしてください。

◆給付金を反撃の一助に

福岡県嘉麻市 貴田典子
お恵み(買収?)給付金とやら、せめて反撃の一助に一部カンパします。残りも他の種々の運動へカンパです!!

◆貴誌に学びながら

熊本県熊本市 田中 浩
私は「くまもと子育て教育9条の会」の会報を担当していますが、貴誌に学びながら2カ月に一回の発行をやっております。

◆・・・だけどもあきらめない

千葉県松戸市 青木和子
夫が昨年3月亡くなりました。長い間お世話になりありがとうございました。振込が遅れて申し訳ございません。千葉県知事

選はあのような結果に終わり元気の芽がまたひとつ摘み取られた思いがします。．．．
ただどあきらめませんよ！

◆9条の必要性を

東京都世田谷区 永田耕治
北朝鮮のミサイル？実験で戦争ごっここの
大好きな人達を喜ばせ国民が軍拡の方向へ
もって行かれようとしている今、ますます
9条の必要性を訴えねばなりませんね。

◆世界中の子供たちが幸せに

滋賀県大津市 戸田紀久子
1942年生まれ。「市民の意見」を読
み常に「軌道修正」させていただいでいま
す。世界中の子どもたちが幸せにならな
く
ては！

◆軍備を持つ違法行為

佐賀県佐賀市 岸 恵子
人類は心を結ぼう9条で。どこまでも防
衛利権についてくの？軍備もつ違法行為が
生む戦争。

◆「いつか来た道」か

神奈川県川崎市 石丸 功
「我が国が侵略国家だったというのは濡
れ衣」と主張する田母神前航空幕僚長がテ
レビに出まくって言いたい放題。出演させ
るテレビ局、この男を擁護するコメンテ

ター、右翼学者、この国は確実に「いつか
来た道」を辿ってます。

◆真理は万人の胸に

神奈川県横浜市 田中国圀
主権在民・基本的人権の擁護・国際平和
主義の憲法の理念が半世紀にわたって後退、
敗北の連続。真理は万人の胸に．．．

◆戦前と同じ．．．

東京都三鷹市 矢代俊長
最近の北朝鮮報道には戦前と同質のもの
を感じます。

◆年金では足りない

東京都小平市 匿名希望(65歳)
昨年10月リストラされ(パート社員契約が
残っていた)年金は生活していくには充分
ではなく(家賃の支払もあり)、年金を補う
仕事も見つからずつらい毎日です。

◆難病だが．．．

京都府乙訓郡 猪村隆一
難病のため何もできませんが憲法9条は
守り抜きたいものです。

◆瀬戸内の小さな島で．．．

愛媛県越智郡 森本栄二
瀬戸内の小さな島に引越しましたが、
変わらず「市民の意見」を届けてくださり

ましてありがとうございます。保守的な土
地柄なので貴誌を読めるのは本当にありが
たいです。

◆歩行不能だが、一貫して．．．

岐阜県高山市 白木 晃
歩行不能で老牀六尺生活8年余床の上か
ら一貫して第9条を守り反戦反核を叫びつ
づけています。

◆なかなか読み切れないが

茨城県常陸太田市 古神篤子
通信はドラケタ日常に活を入れてくれま
す。なかなか読み切れないのが現実ですが。

◆あきらめないで．．．

千葉県船橋市 吉村りよみ
明けない夜はない！
あきらめないでがんばりましょう！

◆紹介していただいた

静岡県静岡市 栗山 潮
人に紹介していただきました。内容が充
実して豊富なのに驚きました。114号か
らお願いいたします。

◆月刊だったら

埼玉県新座市 島 和子
いつも時宜をえた論を待ち遠しく、月刊
だったら、など思ってしまう。

◆小林多喜二殺害犯は・・・

愛知県知多市 坂野一三
ニユースNO. 113のP29で小林多喜二殺害犯は特定されずとありますが、実行犯は4人。その中の一人は特高係長中川成夫で、彼は戦後、東京都北区の教育委員長になった、と週刊金曜日に書かれています(2005年5月16日、302号)。又、月刊自然と人間(2005年3月、105号)にも載っています。おそろしいことです。

◆団塊の世代で・・・

神奈川県大和市 芝 公彦
団塊の世代でしかも市民運動に取り組んでから28年目を迎える私。「テロの脅威や地球温暖化の脅威といった新しい時代を見据えたリーダーとして日本の全ての運動体を引っ張って行きたい」という意気込みの中、毎日を精一杯生きています。この1年も、どうかよろしくお願い致します。

◆気持で・・・

北海道函館市 活島国四郎
行動の参加は出来ませんが、気持で参加しています。

「読者のおたより」の多くは、会費納入の際の郵便振替票に書かれているメッセージを使わせていただいています。掲載について匿名をご希望の方は、その旨明記していただくと幸いです。

◆MOX燃料、普通の原子炉へ
—推進派の危険なまくらみ—

山口幸夫

本誌113号、「読者のおたより」欄で、松山市の新一男さんが用いられたMOX燃料という言葉に、編集部が「高速増殖炉で主として用いる混合燃料」と注をつけている。その注に、少し違和感があった。それは何故か、私の考えを述べてみる。ウランには、燃えるウラン(U・235)と燃えないウラン(U・238)の2種類がある。「燃える」とは、「核分裂する」という意味である。自然界に存在するウラン資源は、もちろん有限だが、その有限なウランの中に「燃えるウラン」は0.7%しかない。いっぽう、「燃えないウラン」は99.3%を占める。しかし、燃えないウランに速い中性子を当てると、プルトニウム239ができることが判った。原爆製造の秘密研究での発見である。これがナガサキを襲った原爆に使われた。

ウランと異なり、プルトニウムは速い中性子で燃えやすい性質がある。そこで、「燃えないウラン」とプルトニウムを混ぜて燃料にした原子炉を創ることができれば、「燃えないウラン」が、プルトニウムに変わるの、燃料が増えることになるだろう。ただし、速い中性子を用いなければならぬ。夢のような、こういう炉が「高速(中性子を用いた)増殖炉」である。ウラン酸化物とプルトニウム酸化物の混合燃料を使うとされた。

ふつうの原発では、「燃えるウラン」を3〜5%まで濃縮して燃料にする。残り「燃えないウラン」だが、原子炉の中で少しだけだが、プルトニウム239ができてしまう。だから、使用済み燃料はゴミではなく、有用な資源だと考える人たちがいるわけである。

編集部の注はこういう意味でつけられたと思う。ところが、高速増殖炉が世界中のどこでもうまくいかない。そうすると、使用済み燃料から取り出したプルトニウムの使い道がない。日本では、使用済み燃料からプルトニウムを取り出す(再処理)作業を英仏に依頼してきたが、日本所有のプルトニウムがどんどん貯まってきて、やむなく、「燃えるウラン」と混ぜて、普通の原子炉で使おう(プルトニウムとウラン)と原発推進派は考えた。「MOX燃料」という呼び名は同じだが、中身と用途は異なるわけである。新山さんが、「輸送を止めましょう」といわれるのは、英仏で製造され日本に返還されて来つつある、この意味での「MOX燃料」のことと、私は読んだのである。(やまぐち・ゆきお、当会会員、原子力資料情報室)

編集後記

★ソマリア海賊対策として、自衛隊が海外に派兵されました。「国益」を守る、日本人を守るなどの名目です。有事法制に反対していた日本海員組合は、自らの命を守られる事を求めて自衛隊の派兵を進んで要求しました。有事法制に反対する事

と自衛隊に守られる事とは別だそうです。★ソマリア派兵は、艦船、対潜哨戒機P-3Cの海自、哨戒機の基地を警備する中央即応集団（海外派兵専門の部隊、創設後、初めての派兵）の陸自、そして物資を輸送する空自の3軍統合した派兵になります。

★「海賊対処」法案が成立すれば武器の使用もできます。憲法9条を変えずに自衛隊が海外で民間人を含め人を殺傷することが合法化します。

★「北朝鮮の衛星打ち上げ」は、政府による国民保護体制の実戦的運用でした。

ある防災関係者は、運用の失敗が大変貴重なデータで、重要なのは、その検証が重要だと語っています。マスコミを含めた騒ぎの目的の一つが見えます。

★本号で山口幸夫さんが解説しているMOX燃料が市民の抗議を無視して5月18日、浜岡原発に強硬搬入されました。

(Y・A)

★編集委員 天野恵一、阿部めぐみ、有馬保彦（本号担当）、佐橋弥生、杉内蘭子、高橋武智、高岡甫雅、西田和子、古澤宣慶、道場親信、本野義雄（次号担当）、諸橋泰樹、吉川勇一、吉田和雄

●訃報 会員のご逝去の報をご遺族からいただきました。

- ◎石井 茂さん（長野県南佐久郡）
 - ◎青木 望さん（千葉県松戸市）
 - ◎田中利男さん（鳥根県雲南市）
- 謹んでご冥福をお祈り申しあげます。

会計報告

夏も近づき、街行く人々の服装も軽くカラフルになり、気分がうきうきしてきます。そんな中、今期会計はため息ばかりの赤字となってしまいました。

ひとつには3月7日アメリカばんど映画集會が、例年通り出費の方が多くなつてしまったためです。講演会や読者懇談会（こちらも毎回ほとんど赤字）は、少しでも多くの方々に運動を広め、知識を深めていただくためのものなので、必要経費としてご理解いただきますようお願いいたします。これからも参加者を増やすよう、スタッフ一同一層の努力をしてみたいです。

またもうひとつは、事務所経費として家賃、二年に一度の更新料、ニュースの印刷費二回分注4)の支出が重なってしまったためです。次号は夏真っ盛り頃、会計も黒字で心おきなく夏を楽しめることを願っています。

(Y・K)

市民の意見 30の会・東京 2009年3月～4月会計

1. 収入 (単位:円)	
一般会費	332,000
協力会費	109,500
敬老会費	238,500
障害者会費	14,500
(会費小計)	694,500
カンパ	185,500
バッジ等販売	5,350
銀行利息(*1)	17
集会入場料	112,700
雑収入(*2)	347,189
預り金(*3)	325,500
立替金精算	128,395
収入計	1,799,151
2. 支出	
印刷費(*4)	532,917
発送費	151,680
通信費	31,889
事務用品費	17,836
消耗品費	8,140
編集費(*5)	18,000
会場費	6,000
交通費	87,840
事務所費(*6)	192,500
光熱費	8,563
手数料	63,475
諸会費(*7)	13,500
雑費	3,960
講演会費(*8)	217,165
立替金(*9)	1,211,351
預り金精算(*9)	1,158,115
支出計	3,722,931
3. 収支	
前期からの繰越	9,471,121
次期への繰越	7,547,341
4. 残高の内訳	
会基本会計	3,983,805
条約基金	176,715
F/I基金	2,715,820
預り金	671,001
計	7,547,341

注(*1) ゆうちょ銀行利息。(*2) 無言館ツアー参加費預り金¥312,800、講演会CD・本売上¥34,000他。
(*3) 意見広告賛同金預り。(*4) ニュースの印刷費112号¥278,025、113号¥254,892。(*5) 読者懇談会DVD・プロジェクター使用料¥13,000他。(*6) 事務所家賃4～5月分¥110,000、更新料¥82,500。(*7) 大阪意見広告¥4,000、自由と生存のメーデー¥4,000他。(*8) 講演会会場費、映画上映機器使用料、講師謝礼金など。(*9) 意見広告家賃4～5月分、更新料その他光熱費等¥18,851、意見広告へ立替¥1,000,000。(*10) 意見広告賛同金預り分、前期より預り金精算。